

—— 第4期 ——

# 松島町

## 障がい者計画

令和6年3月  
松島町

# 第4期松島町障がい者計画

---

令和6年3月  
松島町

## 「障がい」及び「障害」の表記について

本計画では、「障がい」及び「障害」の表記について、下記のとおりとします。

- ◆ 特定の事項を示さない一般的な言い回しについては「障がい」と表記します。
- ◆ 「法令や条例等に基づく制度や施設名等の名称」や「組織名」、「事業等の固有名称」等についてはそのまま表記します。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1章 計画策定に当たって	3
1. 計画の概要	3
(1) 計画の位置付け	3
(2) 計画期間	3
(3) 計画の推進体制	4
(4) 計画の対象	4
2. 障がい者関連法令・制度等の動向	5
(1) 障害者総合支援法	5
(2) 障害者雇用促進法	5
(3) 障害者差別解消法	5
(4) 医療的ケア児支援法	6
(5) 障害者活躍推進プラン	6
(6) 社会福祉法	6
(7) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	6
(8) SDGs（持続可能な開発目標）について	7
3. 関連計画の概要	8
(1) 松島町長期総合計画	8
(2) みやぎ障害者プラン	9
第2章 障がい者を取り巻く状況	13
1. 人口・世帯	13
(1) 人口の推移	13
(2) 世帯数の推移	14
2. 障がい者数の状況	15
(1) 身体障がい者の状況	15
(2) 知的障がい者の状況	16
(3) 精神障がい者の状況	16
(4) 難病患者等の状況	17
(5) 高次脳機能障がい者の状況	18
(6) 発達障がい児の状況	18
3. 松島町障がい者福祉アンケート調査の結果概要	19
(1) 調査の目的と実施概要	19
(2) 調査結果の概要	20
第3章 第3期計画の評価結果と課題の整理	27
1. 第3期計画の評価結果	27

(1) 主要施策1	相互理解の促進	27
(2) 主要施策2	人権・権利擁護の推進	27
(3) 主要施策3	きめ細かな生活支援の充実	28
(4) 主要施策4	保健・医療の充実と連携強化	28
(5) 主要施策5	安全・安心な生活環境づくり	29
(6) 主要施策6	多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実	29
(7) 主要施策7	雇用・就労・経済的自立の支援	30
(8) 主要施策8	社会参加の促進	30
2.	課題の整理	31
(1)	差別解消に向けた取り組みの推進	31
(2)	主な支援者への支援体制の整備	31
(3)	情報アクセシビリティの強化	31
第4章	計画の基本的な考え方	35
1.	基本理念	35
2.	基本目標	36
3.	基本的な視点	37
(1)	インクルージョンの推進と自己決定の尊重	37
(2)	当事者本位の総合的・分野横断的な支援	37
(3)	障がい特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援	37
4.	重点的な取り組み	38
(1)	「基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあうまち」に向けて	38
(2)	「基本目標2 地域で安心して暮らし続けることができるまち」に向けて	39
(3)	「基本目標3 生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち」に向けて	40
第5章	施策の展開	42
主要施策1	相互理解の促進	44
1-1	障がい者（児）への理解の促進	44
1-2	福祉ボランティアの参加機会の拡大	45
主要施策2	人権・権利擁護の推進	46
2-1	権利擁護の支援	46
2-2	障がい者（児）虐待の防止	46
2-3	差別解消に向けた啓発	47
主要施策3	きめ細かな生活支援の充実	48
3-1	相談支援体制の強化	48
3-2	利用者本位のサービス提供の推進	49
3-3	ボランティア活動の促進	50
3-4	家族等に対する支援の充実	51
3-5	障がい児支援の充実	52

主要施策4 保健・医療の充実と連携強化	54
4-1 疾病・事故等の予防	54
4-2 発達支援・療育体制の充実	55
4-3 医療体制の充実	56
4-4 精神保健の推進	57
主要施策5 安全・安心な生活環境づくり	58
5-1 暮らしやすい住環境の整備	58
5-2 移動手段の確保	59
5-3 防災対策の推進	60
5-4 防犯・交通安全対策の推進	61
主要施策6 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実	62
6-1 相談支援・就学指導体制の充実	62
6-2 障がい児保育・教育の充実	64
6-3 特別支援教育の充実	65
主要施策7 雇用・就労・経済的自立の支援	66
7-1 雇用促進と就労支援の充実	66
7-2 多様な就労の場の確保	67
主要施策8 社会参加の促進	69
8-1 社会参加機会の拡充	69
8-2 情報・コミュニケーション支援の充実	70
8-3 外出・移動支援の充実	71
資料編	75
1. 松島町障がい者福祉アンケート調査の設問及び集計結果	75
2. 松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱	95
3. 松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿	97
4. 用語集	98



# 第1章

---

## 計画策定に当たって



# 第1章 計画策定に当たって

## 1. 計画の概要

### (1) 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置付けられ、障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに市町村の現状を踏まえて策定するものです。

松島町では、現在、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度を計画期間とした「第3期松島町障がい者計画」を策定しており、この間に人口減少及び少子高齢化の進行、大規模な自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、ICT(情報通信技術)に代表される先端技術の発展など、取り巻く環境は大きく変化しました。また、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)では、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

こうした変化などに的確に対応するため、今年度、計画の最終年度を迎える「第3期松島町障がい者計画」の評価・見直しを行い、本町の上位計画である「松島町長期総合計画」や宮城県の「みやぎ障害者プラン」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図り、新たに「第4期松島町障がい者計画」を策定します。

### (2) 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間の計画期間とします。ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

なお、第4期松島町障がい者計画を6年間の計画とすることにより、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」(3か年計画)との策定期間を合わせ、整合性を図ることとしました。

		令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
国	障害者基本計画	第5次障害者基本計画					
県	宮城県障害福祉計画	第7期・第3期			第8期・第4期		
	みやぎ障害者プラン	次期みやぎ障害者プラン					
町	松島町長期総合計画	次期長期総合計画					
	松島町障がい者計画	第4期障がい者計画					
	松島町障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
	松島町障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

### (3) 計画の推進体制

---

計画の着実な実行を推進するため、進捗状況の確認を行うとともに、庁内関係各課はもとより、関係機関や各種団体との連携を強化します。

#### ① 松島町障害福祉自立支援推進委員会

障がい者（児）施策における課題や取り組み状況について確認・検討する組織として「松島町障害福祉自立支援推進委員会」を設置し、定期的に計画の進捗状況の点検・評価を行うこととします。

#### ② 庁内連携体制の強化

本計画は、保健・教育・防災など関連する各種個別計画の担当課と連携しながら推進します。

また、定期的に計画に対する取り組み状況とその成果を確認しながら、より効果の高い取り組みへとつなげます。

#### ③ 関係機関・ボランティア団体等との連携強化

宮城東部地域自立支援協議会などの関係機関及び町内のボランティア団体との連携強化を図り、それぞれの役割を担い、相互に協力し合いながら推進していきます。

#### ④ 計画の周知と啓発

本計画の内容について、概要版及び広報誌等での周知を図るとともに、一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみでの支え合いを推進します。

### (4) 計画の対象

---

本計画の対象となる障がいのある人とは、障害者基本法に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」とします。

## 2. 障がい者関連法令・制度等の動向

障がい者（児）の日常生活、雇用、教育に関すること及び障がいを理由とする差別の解消などを目的とした法律等により、障がい者（児）の暮らし等が守られています。

### (1) 障害者総合支援法

---

障害福祉サービスの充実等、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。

令和4（2022）年10月には、障害者等の希望する生活の実現に向けて法律の一部改正案が提出されました。

### (2) 障害者雇用促進法

---

障がい者の職業生活における自立を促す取り組みを行うことで、障がい者の職業の安定を図ることを目的とした法律です。

平成30（2018）年の改正では、障がい者への差別の禁止及び障がい者が職場で働きやすくすること、精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に加える等とされました。

令和元（2019）年及び令和2（2020）年の改正では、短時間労働以外が困難な障がい者の雇入れ及び継続雇用の支援、障がい者の雇用状況の的確な把握等を行うこととされ、段階的に施行されました。

### (3) 障害者差別解消法

---

障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律です。

令和3（2021）年の改正では、差別解消の一層の推進を図るため、事業者に対して社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、差別を解消するための取り組みを強化することとされました。

## (4) 医療的ケア児支援法

---

医療的ケア児及びその家族への支援について、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止及び安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的として、令和3(2021)年に施行されました。

## (5) 障害者活躍推進プラン

---

障がいのある人が個性や能力を活かして活躍できる場のより一層の拡大を目指し、障がい者雇用の推進や学校教育、生涯学習、文化、スポーツの各分野において進められている施策の中で、より重点的に進めるべきものとして打ち出されたものです。

令和2(2020)年7月には6つの政策プランに加え、「障害のある人の大学等の学びを支援する～高等教育の学びの推進プラン～」が発表されました。

### 障害者活躍推進プラン 概要

- ◇1 障害のある人とともに働く環境を創る～文部科学省における障害者雇用促進プラン～
- ◇2 発達障害等のある子供達の学びを支える～共生に向けた「学び」の質の向上プラン～
- ◇3 障害のある人の生涯にわたる多様な学びを応援する～障害者の生涯学習推進プラン～
- ◇4 障害のある人の文化芸術活動の学びを支える～障害者による文化芸術活動推進プラン～
- ◇5 障害のある人のスポーツ活動を支援する～障害者のスポーツ活動推進プラン～
- ◇6 障害のある人が教師等として活躍することを推進する～教育委員会における障害者雇用促進プラン～
- ◇7 障害のある人の大学等の学びを支援する～高等教育の学びの推進プラン～【新規】

## (6) 社会福祉法

---

福祉サービス利用者の利益保護、地域福祉の推進、社会福祉事業の健全な発達等を目的とした法律です。

令和3(2021)年の改正では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、重層的支援体制整備事業が創設されました。

## (7) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

---

すべての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定されました。

年	動 き
平成 30 (2018) 年	障害者雇用促進法の一部改正
平成 31 (2019) 年	障害者活躍推進プラン 公表 障害者雇用促進法の一部改正
令和 2 (2020) 年	障害者雇用促進法の一部改正
令和 3 (2021) 年	社会福祉法の改正 障害者差別解消法の改正 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 施行
令和 4 (2022) 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 公布・施行

## (8) SDGs (持続可能な開発目標) について

SDGs (持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17 のゴールと 169 のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

本計画においても、SDGs の「誰一人取り残さない」という視点を持ち、障がい者 (児) 施策を推進することにより、SDGs の達成に寄与します。



### 3. 関連計画の概要

#### (1) 松島町長期総合計画

松島町では、10年後を見据えた松島町のまちづくりを示す計画として、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする「松島町長期総合計画」を策定しました。

「松島町長期総合計画」は、平成28(2016)年度から令和2(2020)年度までの5年間で「前期基本計画」、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間で「後期基本計画」としています。「後期基本計画」からは「松島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」も包含した町政の最上位計画となっています。

松島町の最大の特色・魅力である「歴史・文化」を次世代に、そして松島らしい新たな「歴史・文化」を創造していく必要があることから、基本理念として「歴史・文化の継承と創造」が設定されました。

基本理念のもと、将来像として「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち 松島」を設定し、重点戦略として「定住」、「子育て」、「交流」の3つを定めています。また、将来像の実現に向けて6つの分野ごとに基本目標を設定し、計画の柱として位置付けています。

その中で、障がい者(児)福祉が目指すべき方向を「障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す」とし、「障がい者(児)福祉事業の推進」、「公共施設等のバリアフリー整備」を主要施策に掲げています。

#### ◆ 障がい者(児)福祉施策の目指すべき方向

<b>障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す</b>		
障がいのある方が地域において、日常生活、社会生活を安心して営むことができるよう、社会進出の機会の増進、相談支援体制の充実など、様々な福祉事業を推進するとともに、公共施設等のバリアフリー化など、誰もが利用しやすい施設整備に努める。		

#### ◆ 主要施策・目標

No	施策名	施策概要	目標			取り組み期間			
	担当課	推進主体	目標・指標名	現状(R1)	現状(R2)	目標(R7)	短期(~R5)	中期(R5~7)	長期(R7~)
1	障がい者(児)福祉事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者総合支援法、児童福祉法に基づく各種福祉サービス、相談事業の推進</li> <li>障がいのある方の外出の機会を確保するためのタクシー利用券・燃料費利用共通券の助成</li> <li>各種障がいの早期発見とケアに向けた取り組み</li> <li>障がい者計画の策定・推進</li> </ul>	各種制度の活用	制度活用	制度活用	制度活用	→		
			タクシー利用券・燃料費利用共通券の利用率	78%	89%	93%			
	町民福祉課	国、県、市、民間等							
2	公共施設等のバリアフリー整備	障がいのある方の利用等に配慮した公共施設等のバリアフリー化推進	バリアフリー化の推進	バリアフリー化の整備検討	バリアフリー化の整備検討	バリアフリー化の整備検討	→		
			住民満足度(福祉サービス)	14.1%	-	30%以上			
	該当課	国、県、市							見直し

出典：「松島町長期総合計画後期基本計画」

## (2) みやぎ障害者プラン

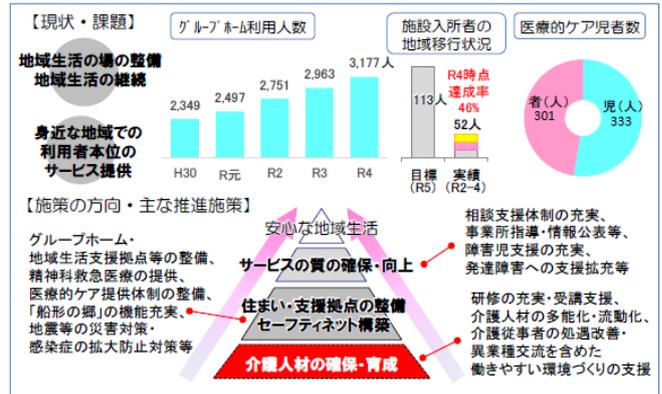
みやぎ障害者プランとは、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく宮城県における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画として位置づけられており、「宮城県地域医療計画」や「みやぎ高齢者元気プラン」等の各種計画と連携を図りながら、県の障害福祉施策の基本方向を明らかにしたものです。

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間として策定される次期みやぎ障害者プランの中間案(令和5年12月時点)では、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」を基本理念としています。特に重点的に取り組む課題等を「重点施策」として記載するとともに、基本理念に基づく3分野(「共に生活するために」、「いきいきと生活するために」、「安心して生活するために」)ごとに、現状と課題を整理した上で、今後の取組の方向性等を記載する「各論」で構成しています。

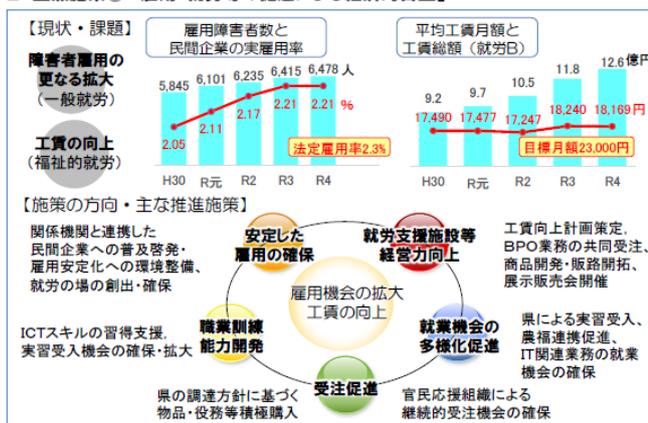
### 1 重点施策①「障害を理由とする差別の解消」



### 3 重点施策③「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」



### 2 重点施策②「雇用・就労等の促進による経済的自立」



### 4 各論 ～その他の主な推進施策～

(1) 共に生活するために	
心のハリアフリー	福祉教育・地域交流の促進、ボランティア活動の振興
情報のハリアフリー	ITサポート等を通じたコミュニケーション支援、情報アクセシビリティの向上
誰もが住みやすいまちづくり	ユニバーサルデザインの考えに基づく施設等の整備、移動手段の確保に係る支援、補助犬の育成支援
(2) いきいきと生活するために	
活動・活躍の機会創出・参加促進	日中活動の場の計画的な整備、関連施設の運営、市町村事業の支援、2020オリハラのレガシーとして次世代に継承するため障害者スポーツの振興
多様なニーズに対応したきめ細かな教育	ライフステージに応じた支援体制の構築、インクルーシブ教育の推進、医療的ケア体制の整備、特別支援学校のセンター機能充実
(3) 安心して生活するために	
生活安定の支援	年金、手当等の充実に向けた働きかけ、医療費助成等の経済負担軽減、生活福祉資金の貸付け、公費負担医療制度の運用
保健・医療・福祉の連携促進	障害児療育支援、健康診査、リハビリ専門職の育成・確保等、精神科救急医療の充実、医療的ケア等相談支援センターの運営、重症心身障害児者支援体制・聴覚障害児等の療育支援体制の整備
防犯・防災対策の充実	地域住民・警察署と連携した防犯対策、施設等の防犯設備設置支援、地域防災計画に基づく防災対策の推進、避難行動要支援者への対応、耐震化・消防設備等の整備支援、DPATの体制整備

出典：みやぎ障害者プラン(中間案)の概要(宮城県障害福祉課)



## 第2章

---

### 障がい者を取り巻く状況



## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1. 人口・世帯

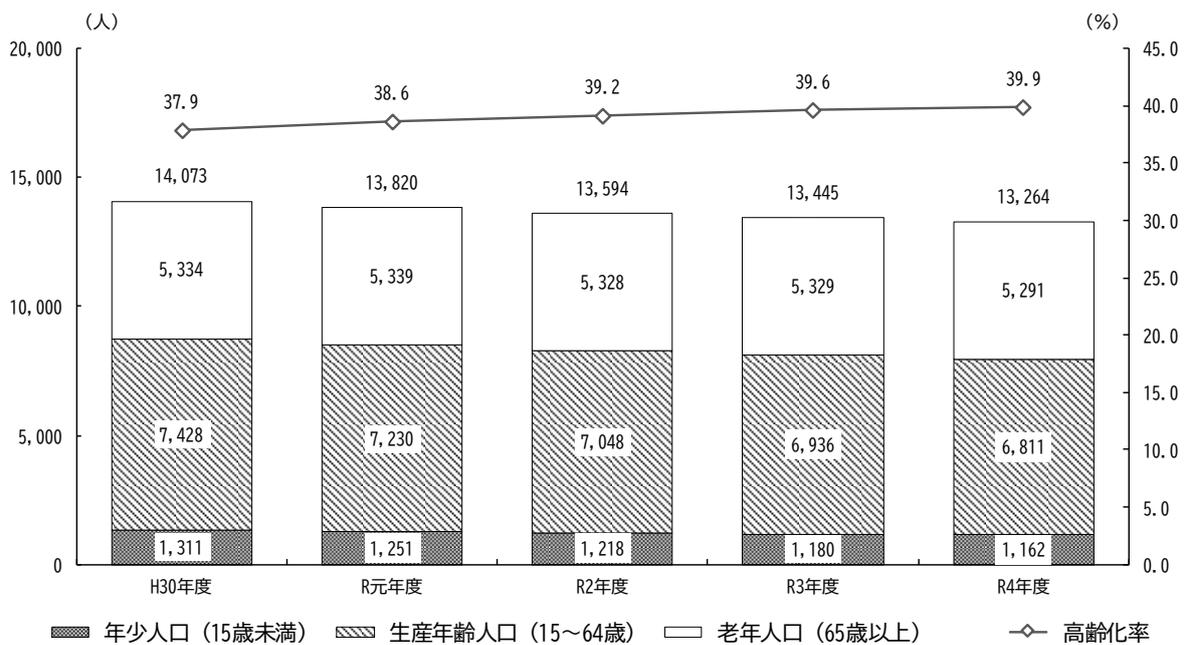
#### (1) 人口の推移

住民基本台帳人口における本町の人口は減少傾向にあり、平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの4年間で809人(5.7%)減少し、令和4年度末現在で13,264人となっています。

平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて、年齢3区分別にみると、それぞれ概ね減少傾向にあります。「老年人口」についてみると、令和4(2022)年度末現在で5,291人、高齢化率は39.9%まで上昇しています。

このように、本町においても人口減少、少子高齢化が進行しています。

#### ◆ 年齢3区分別人口・構成比、高齢化率の推移



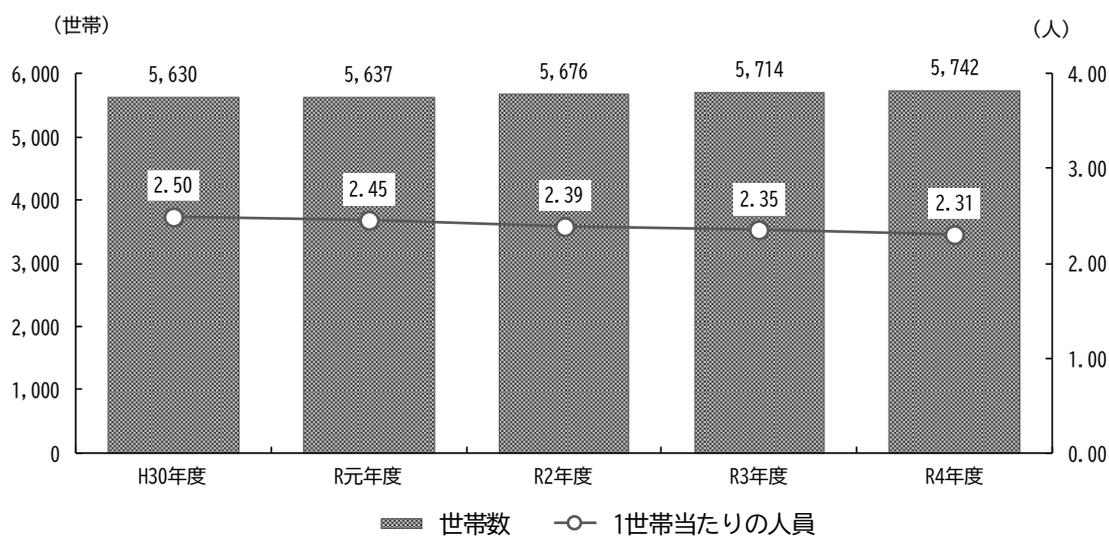
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
総人口	総人口	14,073	13,820	13,594	13,445	13,264	
	年少人口 (15歳未満)	人数	1,311	1,251	1,218	1,180	1,162
		構成比 (%)	9.3	9.1	9.0	8.8	8.8
	生産年齢人口 (15~64歳)	人数	7,428	7,230	7,048	6,936	6,811
		構成比 (%)	52.8	52.3	51.8	51.6	51.3
	老年人口 (65歳以上)	人数	5,334	5,339	5,328	5,329	5,291
構成比 (%)		37.9	38.6	39.2	39.6	39.9	

出典：住民基本台帳人口 (各年度末現在)

## (2) 世帯数の推移

住民基本台帳人口における本町の世帯数は、令和4(2022)年度末現在で5,742世帯となっています。1世帯当たりの人員は平成30(2018)年度から令和4(2022)年度にかけて減少傾向にあり、令和4(2022)年度末現在で2.31人まで減少していることから、核家族化、単身世帯の増加がうかがえます。

### ◆ 世帯数、1世帯当たり人員の推移



出典：住民基本台帳人口（各年度末現在）

## 2. 障がい者数の状況

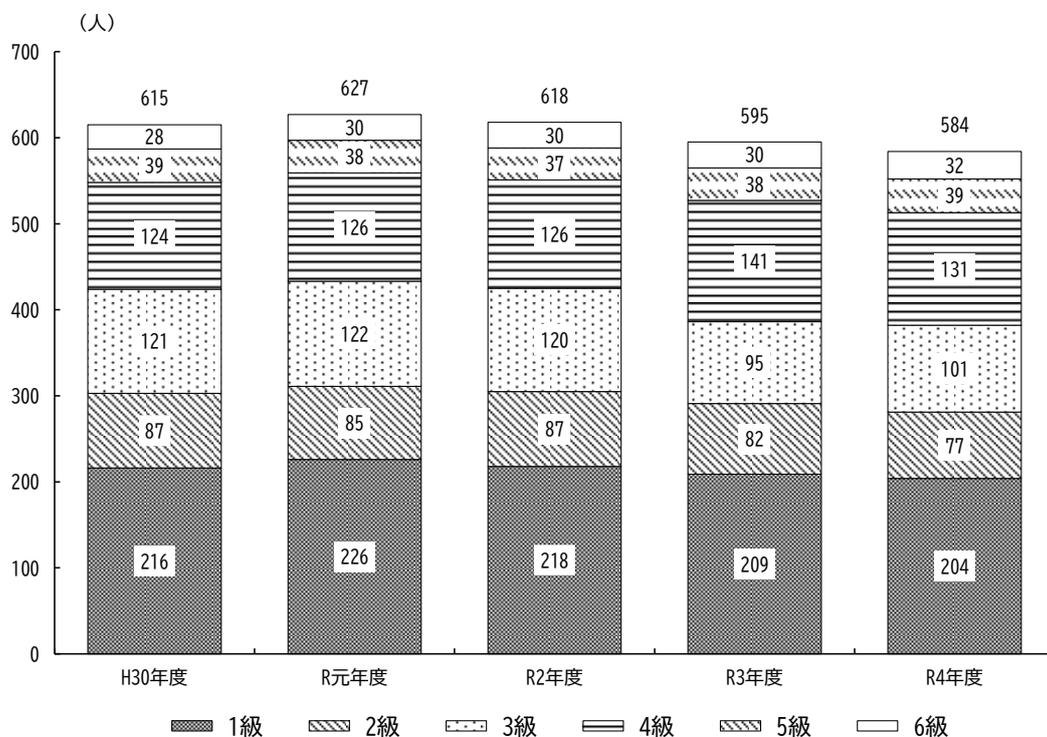
### (1) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて概ね減少傾向にあり、令和 4（2022）年度末現在で 584 人となっています。

等級別にみると、「1 級」が最も多く、身体障害者手帳所持者数全体の 3 割以上となっています。

障がい種別にみると、「肢体不自由」、「内部障がい」が多く、ともに身体障害者手帳所持者数全体の 4 割以上となっています。

#### ◆ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



#### ◆ 障がい種別身体障害者手帳所持者数・構成比の推移

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
身体障害者手帳所持者数		615	627	618	595	584
視覚障がい	人数	39	39	41	38	36
	構成比 (%)	6.3	6.2	6.6	6.4	6.2
聴覚・平衡機能障がい	人数	22	23	25	23	24
	構成比 (%)	3.6	3.7	4.0	3.9	4.1
音声・言語・そしゃく機能障がい	人数	9	8	8	8	8
	構成比 (%)	1.5	1.3	1.3	1.3	1.4
肢体不自由	人数	297	295	283	272	268
	構成比 (%)	48.3	47.0	45.8	45.7	45.9
内部障がい	人数	248	262	261	254	248
	構成比 (%)	40.3	41.8	42.2	42.7	42.5

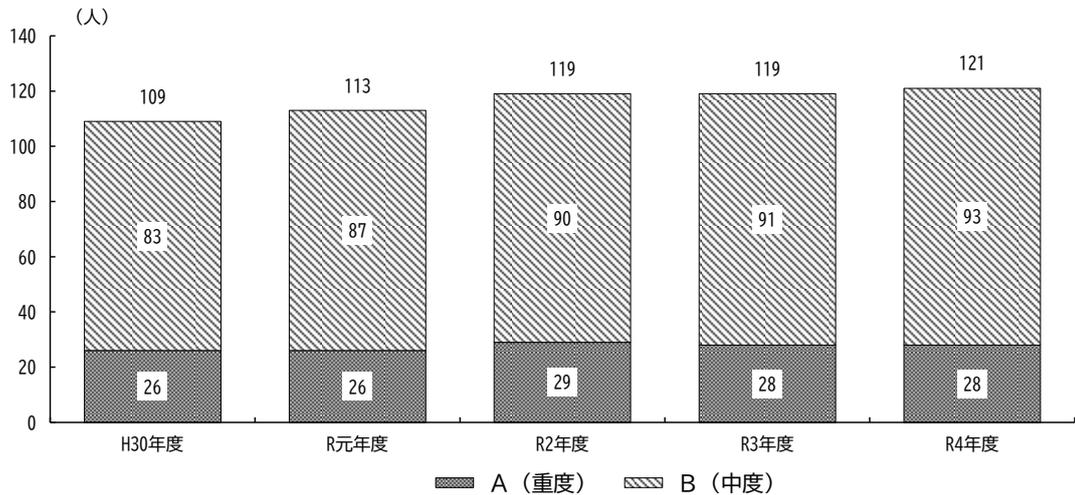
出典：町民福祉課福祉班（各年度末現在）

## (2) 知的障がい者の状況

療育手帳所持者数についてみると、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年度末現在で 121 人となっています。

また、判定別にみると、「B 判定 (中度)」が多く、療育手帳所持者数全体の 7 割以上となっています。

### ◆ 判定別療育手帳所持者数の推移

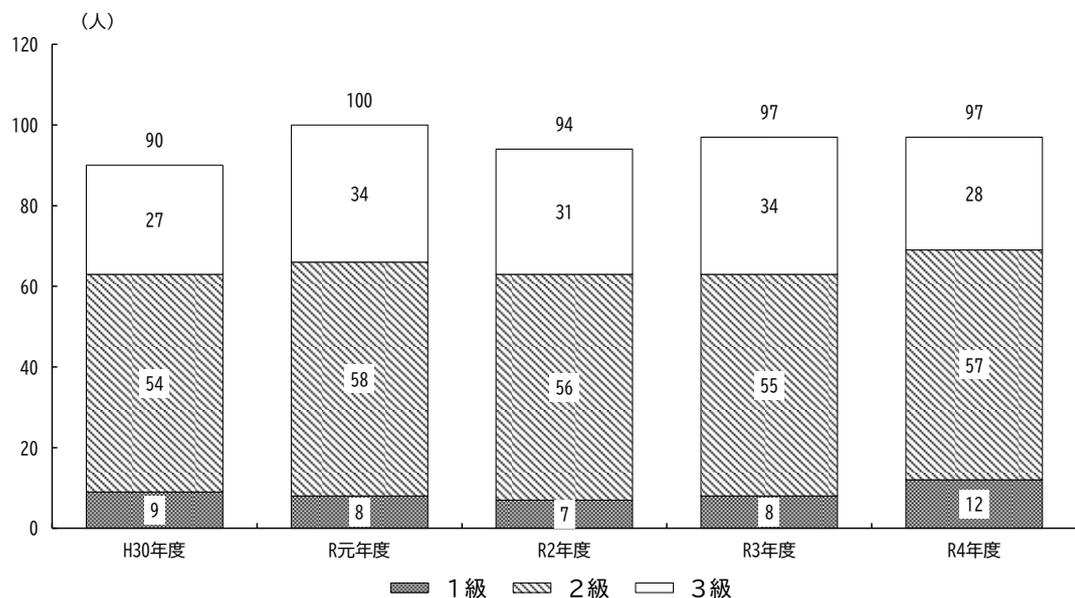


## (3) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度にかけて概ね増加傾向にあり、令和 4 (2022) 年度末現在で 97 人となっています。

また、等級別にみると、「2 級」が最も多く、精神障害者保健福祉手帳所持者数全体の半数以上となっています。

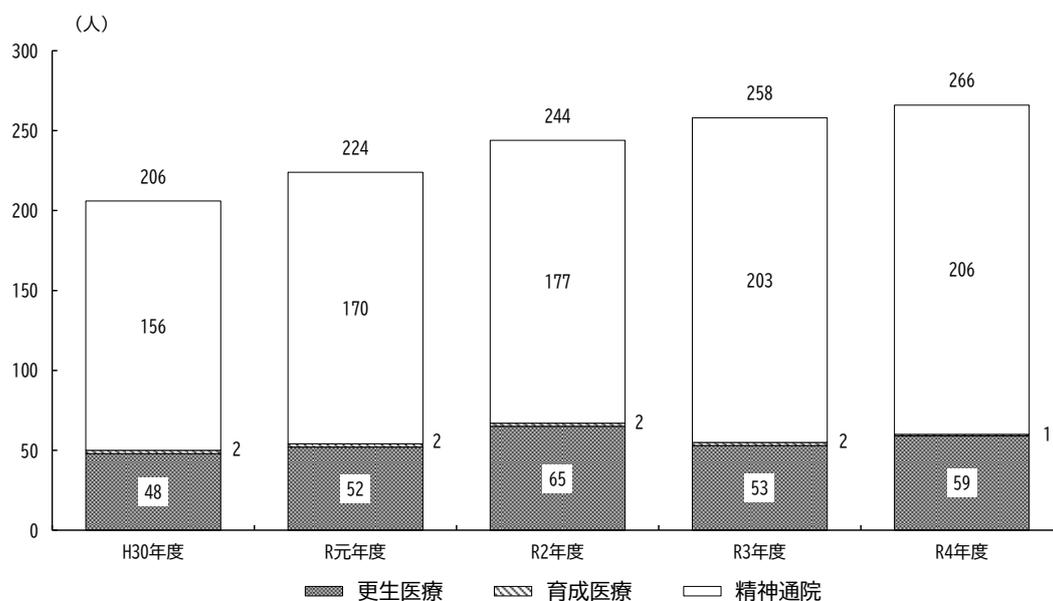
### ◆ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



自立支援医療受給者証所持者数についてみると、平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度にかけて増加傾向にあり、令和 4（2022）年度末現在で 266 人となっています。

また、「精神通院」が最も多く、自立支援医療受給者証所持者数全体の 7 割以上となっています。

◆ 自立支援医療受給者証所持者数の推移

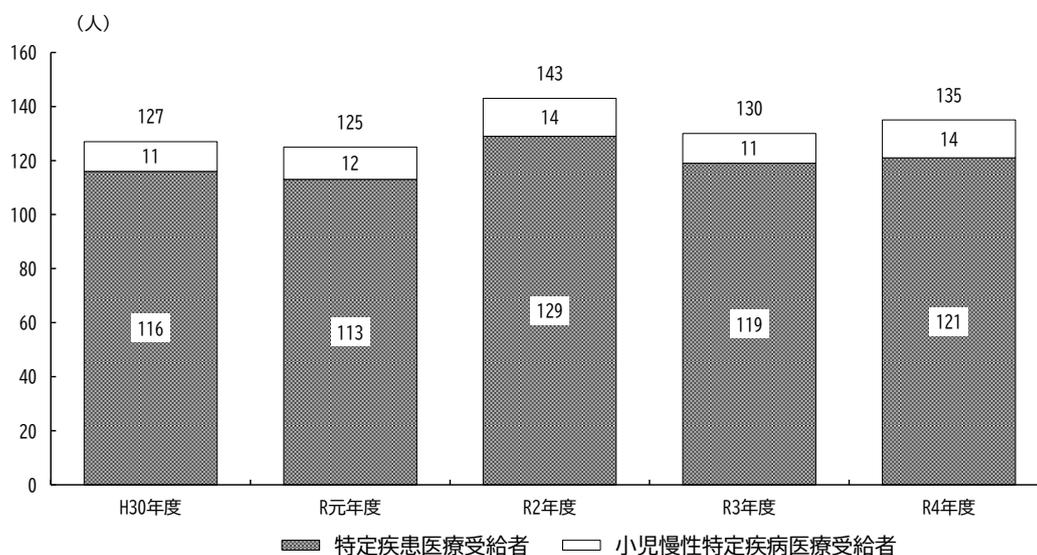


出典：町民福祉課福祉班・健康長寿課健康づくり班（各年度末現在）

（４）難病患者等の状況

特定疾患医療受給者数は、令和 4（2022）年度末現在で 121 人、小児慢性特定疾病医療受給者数は令和 4（2022）年度末現在で 14 人となっています。

◆ 難病患者等の推移



出典：宮城県（各年度末現在）

## (5) 高次脳機能障がい者の状況

高次脳機能障がい者（保健福祉事務所における相談者）数についてみると、令和元（2019）年度末時点では6人のところ、令和4（2022）年度末現在では0人となっています。

### ◆ 高次脳機能障がい者（保健福祉事務所における相談者）数の推移

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
高次脳機能障がい者（保健福祉事務所における相談者）	2	6	2	0	0

出典：宮城県（各年度末現在）

## (6) 発達障がい児の状況

発達障がい児数は、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度までの5年間で39人（59.1%）増加し、令和5（2023）年5月1日現在で105人となっています。

未就学児（疑いのある未就学児を含む）についてみると、平成30（2018）年度から令和5（2023）年度にかけて概ね増加傾向にあり、令和5（2023）年5月1日現在で56人となっています。

また、町内小学校についてみると、令和5（2023）年5月1日現在で38人（通級による指導35人）、町内中学校については、令和5（2023）年5月1日現在で11人（通級による指導10人）となっています。

### ◆ 発達障がい児数の推移

		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
未就学児（0～6歳）（※疑いのある未就学児を含む）	人数	46	53	52	63	50	56
町内小学校		12	26	31	33	39	38
特別支援学級（うち情緒障がい）	人数	0	0	4	5	8	3
通級による指導	人数	12	26	27	28	31	35
町内中学校		8	2	13	15	18	11
特別支援学級（うち情緒障がい）	人数	2	0	3	0	3	1
通級による指導	人数	6	2	10	15	15	10
計		66	81	96	111	107	105

出典：教育委員会教育課学校教育班（各年度5月1日現在）

### 3. 松島町障がい者福祉アンケート調査の結果概要

#### (1) 調査の目的と実施概要

松島町障がい者福祉アンケート調査は、令和6（2024）年度を初年度とする「第4期松島町障がい者計画」及び「第7期松島町障がい福祉計画・第3期松島町障がい児福祉計画」の策定に当たり、住民の皆様が日ごろから感じていることや、今後地域で暮らす場合に必要な支援、町に期待すること等をお聴きし、計画策定の参考にするために実施いたしました。

- 調査対象：町内の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者、自立支援医療（精神通院）受給者
- 調査期間：令和5年1月31日～2月24日
- 調査方法：郵送配付・回収
- 配付・回収：

配付数	回収数	回収率
929 票	456 票	49.1%

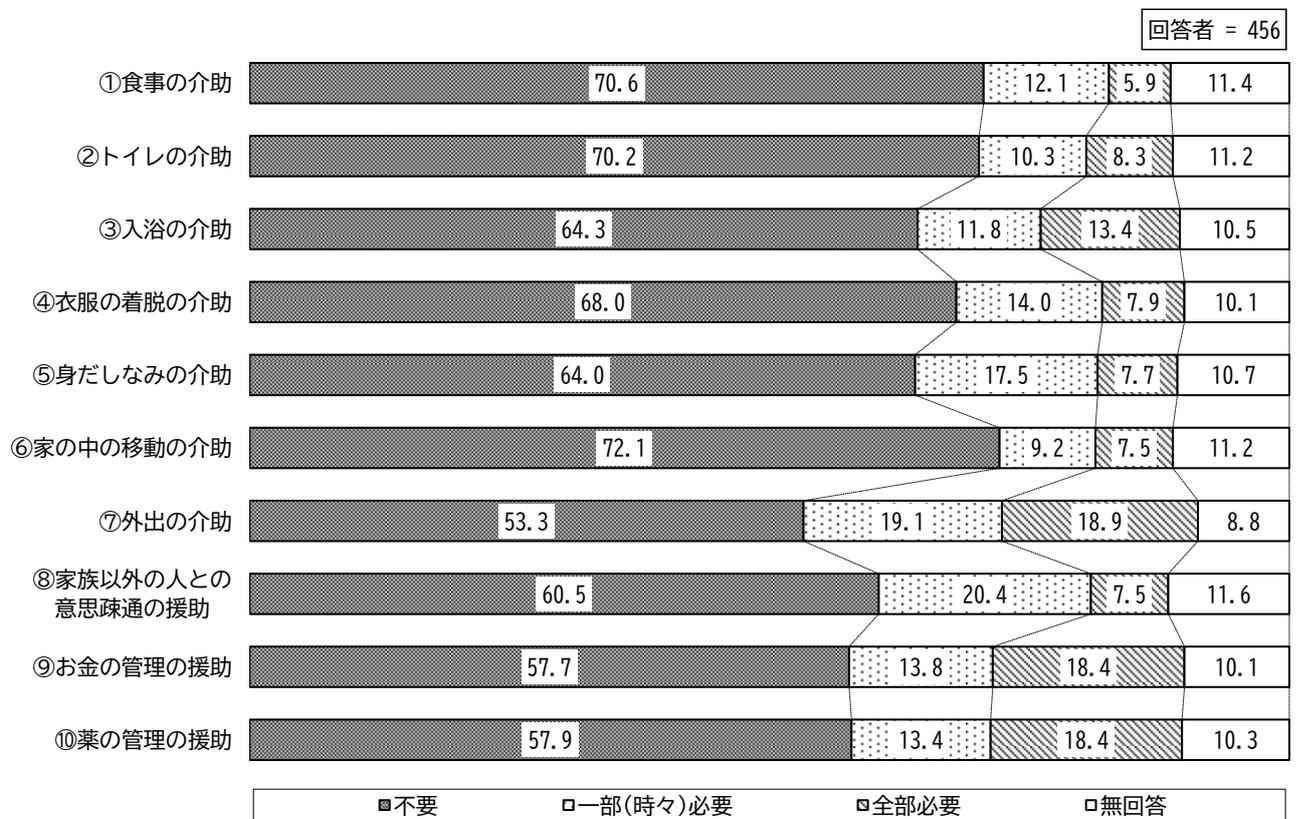
## (2) 調査結果の概要

### ① 日常生活の中で必要な支援について

「全部必要」の割合が高い項目は、「⑦外出の介助」(18.9%)、「⑨お金の管理の援助」、「⑩薬の管理の援助」(ともに18.4%)となっています。

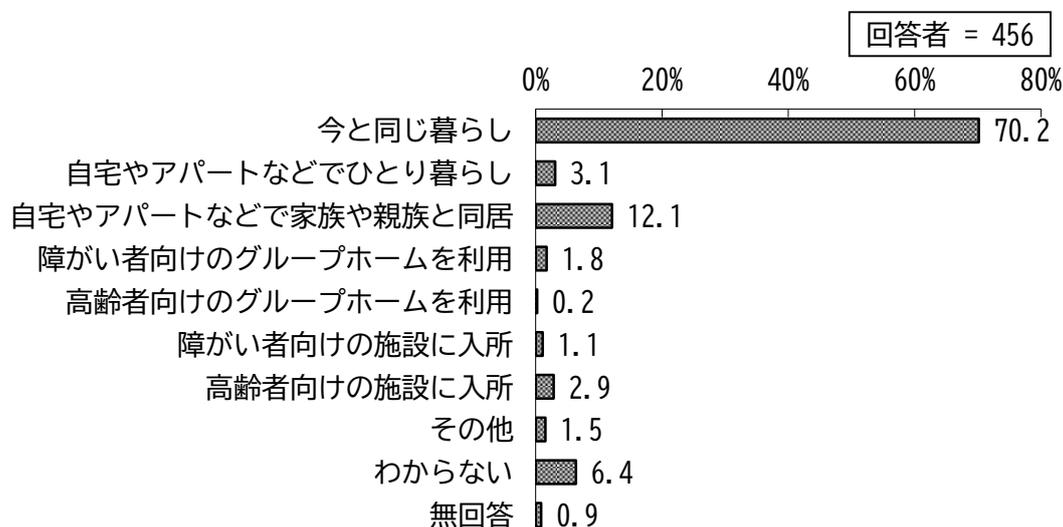
「一部(時々)必要」の割合が高い項目は、「⑧家族以外の人との意思疎通の援助」(20.4%)、「⑦外出の介助」(19.1%)、「⑤身だしなみの介助」(17.5%)となっています。

「不要」の割合が高い項目は、「⑥家の中の移動の介助」(72.1%)、「①食事の介助」(70.6%)、「②トイレの介助」(70.2%)となっています。



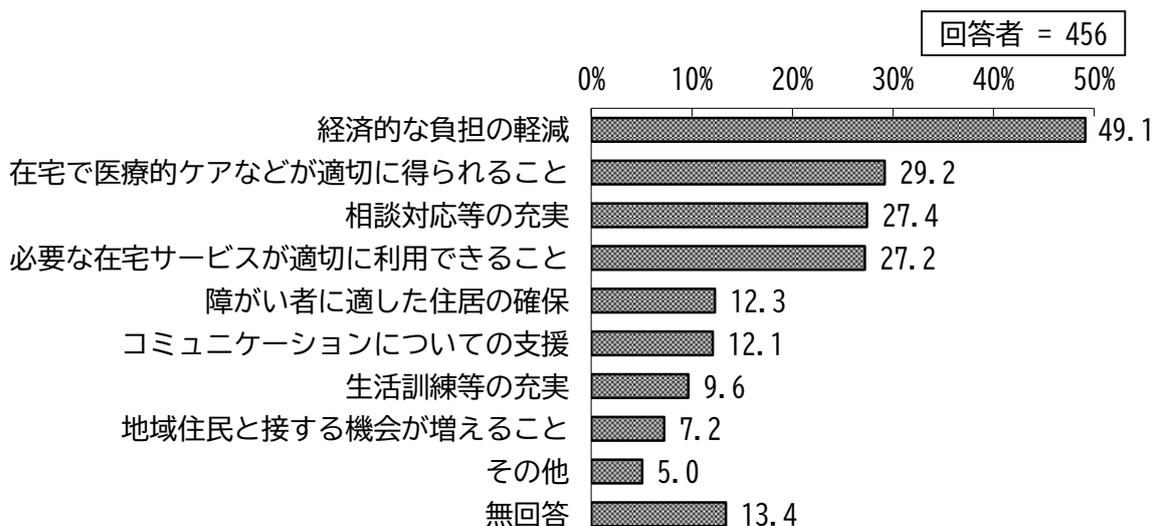
## ② 今後3年以内の希望する暮らしについて

今後3年以内の希望する暮らしについては、「今と同じ暮らし」が70.2%と最も多く、「自宅やアパートなどで家族や親族と同居」が12.1%、「わからない」が6.4%と続きます。



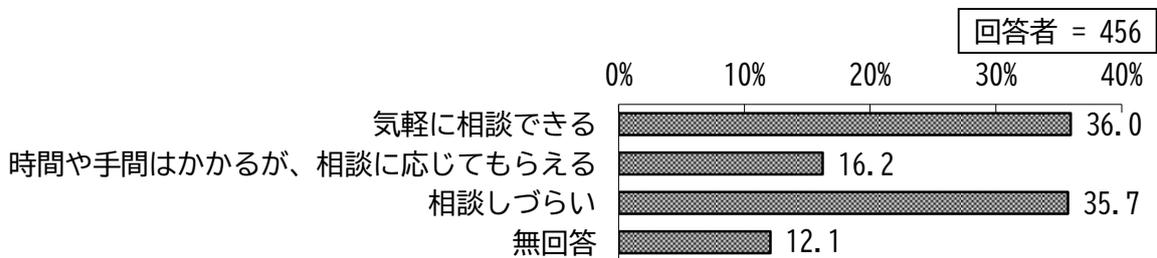
## ③ 希望する暮らしを送るために必要な支援について

希望する暮らしを送るために必要な支援については、「経済的な負担の軽減」が49.1%と最も多く、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」が29.2%、「相談対応等の充実」が27.4%と続きます。



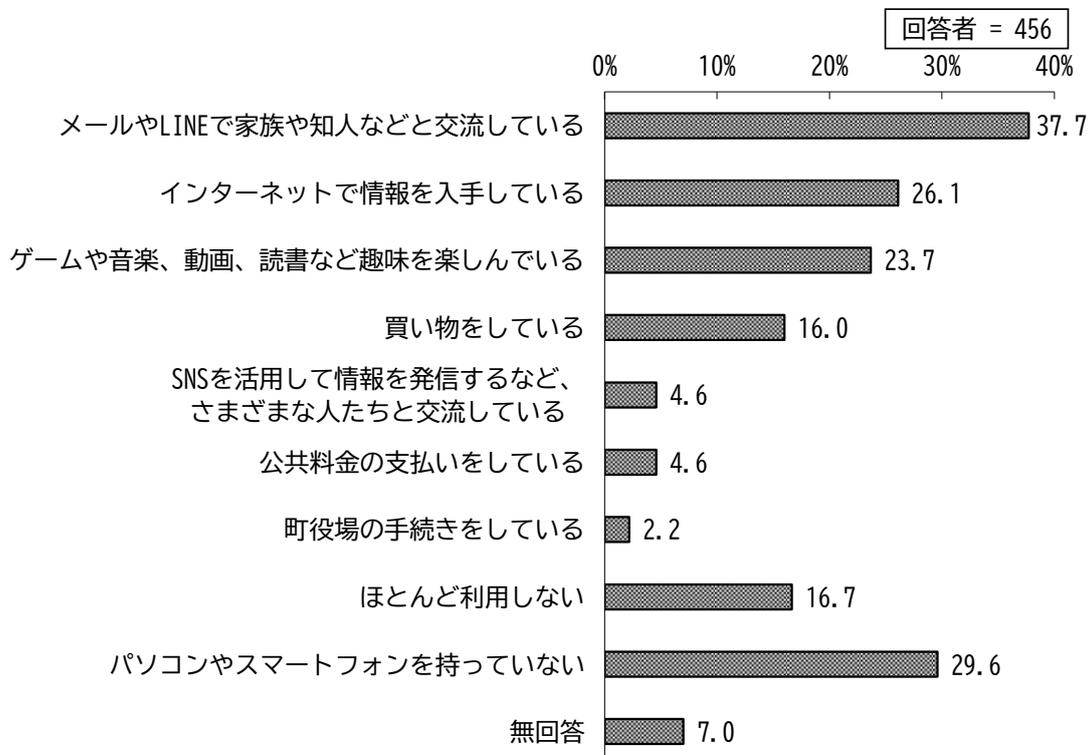
#### ④ 町役場の相談窓口や相談支援事業所への相談のしやすさについて

町役場の相談窓口や相談支援事業所への相談のしやすさについては、「気軽に相談できる」が36.0%、「時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる」が16.2%、「相談しづらい」が35.7%となっています。



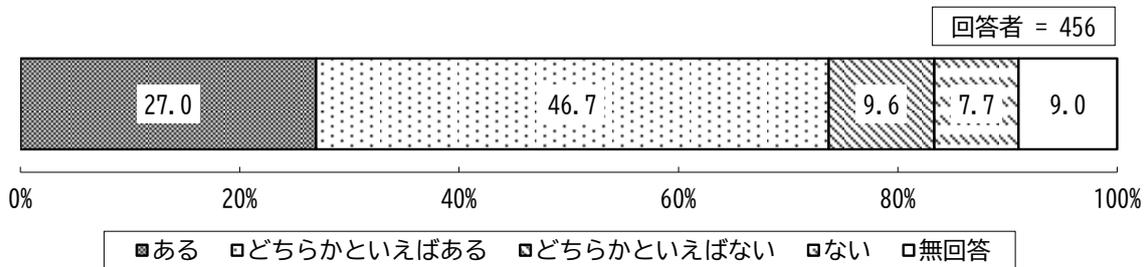
#### ⑤ パソコンやスマートフォンの活用状況について

パソコンやスマートフォンの活用状況については、「メールやLINEで家族や知人などと交流している」が37.7%と最も多く、「パソコンやスマートフォンを持っていない」が29.6%、「インターネットで情報を入手している」が26.1%と続きます。



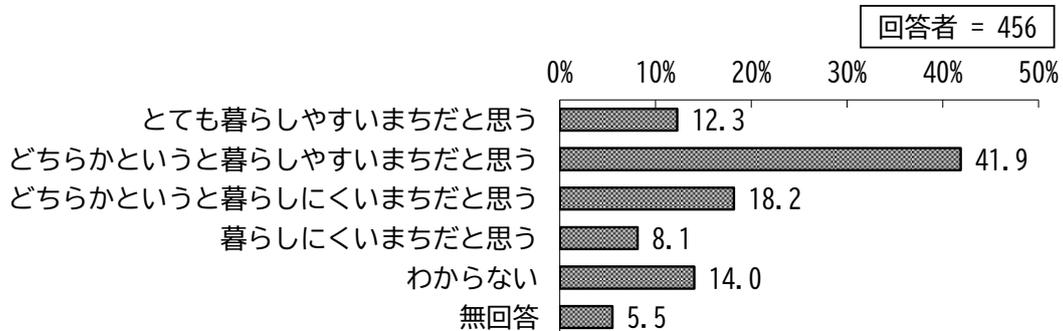
### ⑥ 周りの人が障がいのある人への関心や理解があると思うかについて

周りの人が障がいのある方への関心や理解があると思うかについては、「どちらかといえばある」が46.7%と最も多く、「ある」が27.0%、「どちらかといえばない」が9.6%と続きます。



### ⑦ 暮らしやすいまちだと思うかについて

暮らしやすいまちだと思うかについては、「どちらかというとも暮らしやすいまちだと思う」が41.9%と最も多く、「どちらかというとも暮らしにくいまちだと思う」が18.2%、「わからない」が14.0%と続きます。





## 第3章

---

### 第3期計画の評価結果と課題の整理



## 第3章 第3期計画の評価結果と課題の整理

### 1. 第3期計画の評価結果

第3期松島町障がい者計画に掲載されている各種事業を対象に、施策・事業の進捗状況について点検・評価を行いました。

#### (1) 主要施策1 相互理解の促進

施策	取組状況や課題	今後の方向性
1-1 障がい者・児への理解の促進	◇ 通常学級と特別支援学級との交流学习を行った。修学旅行など学校行事も合同で行っている。障がいのある子どもへの理解を深めている。	◇ 交流学习を通し、通常学級に在籍する児童生徒で、障がいのある児童生徒に対する見方や考え方を深め、思いやりの心を育てていく。
1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大	◇ 地域団体等が地域活動支援センター等のイベント等でボランティア活動を行っている。	◇ 今後も継続してボランティア活動機会の充実を図っていく。

#### (2) 主要施策2 人権・権利擁護の推進

施策	取組状況や課題	今後の方向性
2-1 権利擁護の支援	◇ 関係機関と連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）等への支援を実施した。	◇ 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）や成年後見制度等の周知を図っていく。
2-2 障がい者虐待の防止	◇ 相談支援部会において、基幹相談支援センターが中心となり、虐待防止に関する情報の共有及び早期発見への対策等を協議し、体制整備をしている。	◇ 相談支援部会での協議内容を含め、施設等への啓発活動を実施し、虐待防止への取り組みを強化していく。
2-3 差別解消に向けた啓発	◇ 障がい者差別解消部会において、障がいのある当事者を講師に招き、勉強会を実施した。	◇ 今後も講習会や勉強会を行い、差別解消への理解や認識を高めていく。

### (3) 主要施策3 きめ細かな生活支援の充実

施策	取組状況や課題	今後の方向性
3-1 相談支援体制の強化	◇ 障害者相談支援事業を委託し、障害福祉サービスや生活支援に関する相談体制の整備を行っている。	◇ 県や専門機関で実施する研修会等に積極的に参加し、資質の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、迅速な対応ができるよう努める。
3-2 利用者本位のサービス提供の推進	◇ 宮城東部地域自立支援協議会を通じ、近隣市町と連携を図り、サービス提供事業所の確保を行った。	◇ 近隣市町と連携し、社会福祉資源の確保に努め、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めていく。
3-3 ボランティア活動の促進	◇ ボランティアサークルによる声の広報を実施していたが、会員の高齢化に伴い実施していない。	◇ ボランティアサークルや学校の部活動等と連携して、活動機会の充実を図る。
3-4 家族等に対する支援の充実	◇ 交流会等への参加等により、同じ境遇の方々と相談し合える機会を確保している。	◇ 交流会等への参加等により、当事者又は家族同士が相談し合える場を確保する。
3-5 障がい児支援の充実	◇ 臨床心理士や保健師に、気になる幼児の実態について、保育士や幼稚園教諭が相談できる環境をつくり、関わり方や支援の仕方について助言・指導を受けた。	◇ 臨床心理士や保健師からの専門的な助言・指導により、幼稚園での教育実践につながったため、今後も継続して支援できる体制を整備する。

### (4) 主要施策4 保健・医療の充実と連携強化

施策	取組状況や課題	今後の方向性
4-1 疾病・事故等の予防	◇ 循環器疾患や内分泌疾患による医療費が増加しているため、疾病の早期発見・早期治療につながるよう健康診査及び保健指導の実施率向上の取り組みを進めた。	◇ 生活習慣病重症化予防のためにも40代から健康への関心を持ってもらうことができるように受診勧奨していく。
4-2 発達支援・療育体制の充実	◇ 関係機関と連携して実施するとともに、早期から適切な療育の利用や特性に合わせた支援方法について情報提供をしている。	◇ 今後も引き続き関係機関と連携し、情報提供の実施を継続していく。
4-3 医療体制の充実	◇ 医療的ケアを必要とする障がい児への相談や情報提供サービスの強化を図るため、アンケートを実施し、現況を把握した。	◇ 医療的ケアを必要とする障がい児への相談や情報提供サービスの強化を図ることを検討していく。
4-4 精神保健の推進	◇ 民生委員や町内介護事業所等が参加し、地域ネットワークの強化や見守り体制の構築に取り組んでいる。	◇ 地域全体でゲートキーパーの役割を持って、地域全体で見守り支え合う関係づくりを促していく。

## (5) 主要施策5 安全・安心な生活環境づくり

施策	取組状況や課題	今後の方向性
5-1 暮らしやすい住環境の整備	◇ 松島町障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の規定により、手すりの取付けや、段差の解消等の住宅改修費の給付を行っている。	◇ 住宅入居等支援事業については、居住サポート事業者である相談支援事業所等と連携して行う。
5-2 移動手段の確保	◇ 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、特定疾患・小児慢性特定疾患受給者重症者の方に対して、福祉タクシー券を助成している。	◇ 福祉タクシー券の助成事業を継続して実施していく。
5-3 防災対策の推進	◇ 避難所運営に当たって、障がい者避難を踏まえた避難所の開設する訓練を実施した。	◇ 災害時に障がい者(児)のスムーズな受け入れが可能となるよう福祉避難所の協定先との連携強化に努める。
5-4 防犯・交通安全対策の推進	◇ 民生委員による訪問などで地域の見守りがなされ安全・安心な生活を維持することができている。	◇ 民生委員による地域の安全・安心な生活のための見守りを継続して実施していく。

## (6) 主要施策6 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実

施策	取組状況や課題	今後の方向性
6-1 相談支援・就学指導体制の充実	◇ 幼稚園や保育所等の巡回心理相談や個別発達相談を通して、早期から就学に向けて連携した支援を実施している。	◇ 幼稚園や保育所等の巡回心理相談や個別発達相談を通して、早期から就学に向けて連携した支援を継続していく。
6-2 障がい児保育・教育の充実	◇ 保育所や幼稚園、留守家庭児童学級において、障がいのある幼児・児童に配慮した受け入れ体制に努めている。	◇ 保育所や幼稚園、留守家庭児童学級において、障がいのある幼児・児童に配慮した受け入れ体制を継続的に図っていく。
6-3 特別支援教育の充実	◇ 松島町特別支援連携協議会を開催し(年1回)、教育関係の他、医療・療育・保健福祉関係の職員が参加している。特別支援教育の推進に関する共通認識を高め、地域の連携協力の強化及び乳幼児・児童・生徒の実態を把握し、適切な相談、支援体制等の調整を図っている。	◇ 障がいのある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図る。また、特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や関係機関との情報共有や連携等により、指導体制の強化を図る。

## (7) 主要施策7 雇用・就労・経済的自立の支援

施策	取組状況や課題	今後の方向性
7-1 雇用促進と就労支援の充実	◇ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、障がい特性ごとの求人案内をしていただけるよう体制を整備している。	◇ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、企業等の障がい者理解を深め、雇用の促進に努めていく。
7-2 多様な就労の場の確保	◇ 就労継続支援事業所と連携し、町内外の事業所での就労の場を確保することができている。	◇ 就労継続支援事業所との連携を強化し、就労者の増加を促進していく。

## (8) 主要施策8 社会参加の促進

施策	取組状況や課題	今後の方向性
8-1 社会参加機会の拡充	◇ 地域活動支援センターでの基礎的事業は、毎週水曜日に実施しており、創作活動や買い物などの社会参加活動を行っている。	◇ 地域活動支援センターにおける創作や社会参加活動の充実を図る。
8-2 情報・コミュニケーション支援の充実	◇ 松島町障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の規定により、視覚や聴覚等の障がいのある人に対して、情報・意思疎通支援用具の給付を行っている。	◇ 障がい特性に応じた情報通信機器についての利用支援を行う。
8-3 外出・移動支援の充実	◇ 同行援護や行動援護については、相談支援事業所との連携により適切な支給量を支給している。また、地域生活支援事業において、移動支援のサービスを給付している。	◇ 視覚障がい者や知的障がい者の外出支援のための同行援護及び行動援護の適正な支給に努め、外出困難な障がい者や障がい児へのガイドヘルパーを派遣する移動支援の充実に努めていく。

## 2. 課題の整理

障がい者（児）を取り巻く環境やアンケート調査結果、施策の取り組み状況等を踏まえ、第4期松島町障がい者計画における課題を以下のとおり整理しました。

### (1) 差別解消に向けた取り組みの推進

---

今回実施したアンケート調査において、差別や嫌な思いをした経験についての設問では、「ある」と「少しある」を合わせた割合は31.4%となっており、その場面については「外出中」が42.7%、「学校・仕事場」が40.6%となっています。

また、まちなかや地域で人と接するとき期待することについての設問では、「病気・障がいを理解してほしい」が36.4%と最も高くなっており、障がい者の就労支援に必要なと思うことについての設問では、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が31.6%と最も多いことから、今後より一層、障がい者（児）への理解を促進していく必要があります。

### (2) 主な支援者への支援体制の整備

---

本町の老年人口（65歳以上）は令和4（2022）年度末現在で5,291人、高齢化率は39.9%となっています。アンケート調査の対象者の年齢についてみると、「65歳以上」の割合が61.0%となっています。主な支援者の年齢については、「70歳以上」が35.4%と最も高いことから、主な支援者の高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、障がいのある子どもをお持ちの保護者（介助者）の方が療育や教育で困っていることについては「家族が療育できる知識や技術を学ぶ機会がない」が30.8%と最も高く、生活するうえで困っていることについては「子どもを預けられるところが少ない、またはない」、「障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない」がともに23.1%となっていることから、障がいのある子どもをお持ちの保護者（介助者）の方への支援体制の整備について検討する必要があります。

### (3) 情報アクセシビリティの強化

---

悩みや困ったことを相談する相手についての設問においては、「家族や親せき」が70.0%と最も高い一方で、「相談する人はいない」と回答された方の割合は2.4%となっており、身近に相談する相手のいない人への支援についての検討が必要です。

障がいのことや福祉サービス等に関する情報の入手先についての設問では、「どこで入手できるかわからない」と回答された方の割合は7.9%となっており、SDGs（持続可能な開発目標）の「誰一人取り残さない」という視点からも、情報の入手方法や相談のしやすい環境づくりについて検討していく必要があります。



## 第4章

---

### 計画の基本的な考え方



## 第4章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

障害者基本法では、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進すること」を目的としています。

宮城県における障害者のための施策に関する基本的な計画であるとともに、「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」に掲げられた政策の方向性等を実現するための個別計画として策定された「みやぎ障害者プラン」では、「だれもが生きがいを実感しながら、共に充実した生活を送ることができる地域社会づくり」を基本理念に掲げています。

松島町でも、「松島町長期総合計画」の福祉・保健・医療分野において、基本目標を「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」とし、障がい者（児）福祉施策の目指すべき方向として、「障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを目指す」としています。

また、第3期松島町障がい者計画では、「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がいのある人もない人も互いに交流し、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目指して取り組んできました。

こうしたことを踏まえ、本計画においては、第3期松島町障がい者計画の基本理念を踏襲し、「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」を基本理念とします。

**ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

## 2. 基本目標

基本理念である「ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向け、3つの基本目標を掲げます。

### 基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあうまち

さまざまな機会を通して障がいに対する正しい知識の普及や理解を深めるとともに、障がいを理由とする差別や社会的障壁をなくし、誰もが持つ権利が侵されることのないよう地域共生社会の実現に向けた取り組み体制を構築し、お互いを思いやり、ともに支えあうまちづくりを目指します。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



### 基本目標2 地域で安心して暮らし続けることができるまち

障がいの特性や心身の状況、生活環境など一人ひとりの状況にあったきめ細かな相談支援とサービス提供が受けられる体制の強化を図るとともに、地域全体で見守る体制づくりと社会基盤の整備を推進し、障がい者（児）及びその家族等が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



### 基本目標3 生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち

一人ひとりが持つ個性と能力を伸ばし、地域社会で最大限発揮できるよう障がいの特性に応じた教育の充実及び就労・社会参加に向けた支援により、意欲と生きがいを持ち、自分らしく心豊かに暮らしていくことができるまちづくりを目指します。

SUSTAINABLE  
DEVELOPMENT  
GOALS



### 3. 基本的な視点

障がい者（児）施策を推進するに当たっての全体に共通する視点を以下のとおりとします。

#### （1）インクルージョンの推進と自己決定の尊重

---

障がい者（児）を施策の客体（受け手）という側面だけでなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉え、その自立を支援します。そのためにも、本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明できるよう、アクセシビリティの向上を図るとともに、合理的配慮が提供され、社会的障壁を除去していくための取り組みを推進します。

#### （2）当事者本位の総合的・分野横断的な支援

---

障がい者（児）が生涯を通して適切な支援を受けることができるよう、教育、文化芸術・スポーツ、福祉、医療、介護、雇用等の各分野の連携のもと、総合的な施策を展開し、切れ目のない支援を行います。

支援に当たっては、障がい者（児）が日常生活や社会生活で直面する困難に着目し、その解消に向けて支援するとともに、自立と社会参加という観点に立ち、関係機関が連携して支援の方向性を共有しながら、総合的かつ横断的な取り組みを推進します。

#### （3）障がい特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

---

障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的なニーズを踏まえた支援を行います。その際、外見からは分かりにくい障がいの特性に考慮するとともに、発達障がいについて社会全体の更なる理解促進に向けた広報・啓発活動及び施策の充実を図ります。

また、障がいのある人や子ども、高齢者など、複合的に困難な状況に置かれている障がい者（児）に対し、抱えている課題の背景を踏まえ、生活全般に寄り添ったきめ細かな支援が行える体制の整備を推進します。

## 4. 重点的な取り組み

3つの基本目標それぞれに向けて、計画期間中に特に重点的に取り組む施策は以下のとおりです。

### (1)「基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあうまち」に向けて

---

#### ① 地域と障がい者（児）との交流機会の創出

地域住民と「顔見知り」になるきっかけづくりを創出するとともに、障がいの有無にかかわらず気軽に交流ができる身近な場を創出し、障がいに対する理解を深め、差別や偏見のない地域づくりを推進します。

#### ② ボランティアの人材育成と組織づくり

各種イベントや施設運営、外出支援、コミュニケーション支援等を担うボランティアの育成と活動機会の充実に努め、障がい者（児）の生活の質の向上と交流機会の拡充を図ります。

#### ③ 合理的配慮の提供

広報・啓発活動等を通して、障がい特性に応じた合理的配慮に対する理解や提供義務についての周知を図り、教育や雇用をはじめ、日常生活及び社会生活上におけるさまざまな場面で合理的配慮の提供を促進します。

#### ④ 人権・権利擁護の推進

障がいのある人の権利を擁護するための制度として、「日常生活自立支援事業（まもりーぶ）」や「成年後見制度」の周知及び利用促進を図ります。

また、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、障がい者（児）虐待の発生防止と迅速かつ適切な対応がとれる体制の強化や障がいを理由とする不当な差別の解消を図ります。

## (2)「基本目標2 地域で安心して暮らし続けることができるまち」に向けて

---

### ① 一貫したきめ細かな相談支援体制の構築

各機関の情報共有の仕組みづくりや障がいに対する理解と専門性の向上、サービス等利用計画の策定体制の確保等により、乳幼児から生涯にわたる一貫したきめ細かな相談支援体制の構築を図ります。

### ② 日中活動の場及び生活の場の充実

日中活動系サービス事業者の確保や地域活動支援センターの機能強化等により、日中活動の場の充実を図るとともに、共同生活援助（グループホーム）の整備を促進し、地域で安心して暮らせる生活の場の充実を図ります。

### ③ 障がい者（児）支援の充実

障がいの早期発見・早期療育に向けた関係機関の連携強化を図るとともに、障がい児福祉サービスの充実と発達支援・療育体制の強化、医療的ケアの必要な児童に対する支援体制の強化を図ります。

### ④ 災害時避難支援体制の強化

東日本大震災の経験を踏まえ、障がいのある人が安全・迅速に避難できるための体制の構築と、安心して避難生活を送ることができるよう支援体制の強化を図ります。

### ⑤ バリアフリー化の推進

「松島町バリアフリー基本構想」に基づき、松島町の公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者等が日常生活、社会生活において利用する生活関連施設とそれらを結ぶ公共交通施設・設備等のバリアフリー化の促進を図ります。

### (3)「基本目標3 生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち」に向けて

---

#### ① 経済的自立支援の充実

就労支援サービスを提供する事業所の充実に努めるとともに、地元のホテルや企業等に対し、雇用促進に向けた積極的な働きかけを行い、意欲や能力に応じた就労ができる場の充実に努めます。

#### ② インクルーシブ教育システムの推進

誰もがお互いの個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の「共生社会」を目指すための「インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）」を推進します。

#### ③ 障がい特性に応じた情報提供

障がい特性に応じた媒体及び表現方法によるわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じて必要な情報をさまざまな機会を通して積極的に発信します。

## 第5章

---

### 施策の展開

## 第5章 施策の展開

基本理念  
ともに支えあい、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくり

### 基本的な視点

- ① インクルージョンの推進と自己決定の尊重
- ② 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ③ 障がい特性や複合的困難に配慮したきめ細かな支援

### 基本目標1 お互いを思いやり、ともに支えあうまち

#### 【 重点的な取り組み 】

- ① 地域と障がい者（児）との交流機会の創出
- ② ボランティアの人材育成と組織づくり
- ③ 合理的配慮の提供
- ④ 人権・権利擁護の推進

### 基本目標2 地域で安心して暮らし続けることができるまち

#### 【 重点的な取り組み 】

- ① 一貫したきめ細かな相談支援体制の構築
- ② 日中活動の場及び生活の場の充実
- ③ 障がい者（児）支援の充実
- ④ 災害時避難支援体制の強化
- ⑤ バリアフリー化の推進

### 基本目標3 生きがいに満ち、自分らしく暮らせるまち

#### 【 重点的な取り組み 】

- ① 経済的自立支援の充実
- ② インクルーシブ教育システムの推進
- ③ 障がい特性に応じた情報提供

【 関連事業 】

**主要施策1 相互理解の促進**

- 1-1 障がい者（児）への理解の促進
- 1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大

**主要施策2 人権・権利擁護の推進**

- 2-1 権利擁護の支援
- 2-2 障がい者（児）虐待の防止
- 2-3 差別解消に向けた啓発

**主要施策3 きめ細かな生活支援の充実**

- 3-1 相談支援体制の強化
- 3-2 利用者本位のサービス提供の推進
- 3-3 ボランティア活動の促進
- 3-4 家族等に対する支援の充実
- 3-5 障がい児支援の充実

**主要施策4 保健・医療の充実と連携強化**

- 4-1 疾病・事故等の予防
- 4-2 発達支援・療育体制の充実
- 4-3 医療体制の充実
- 4-4 精神保健の推進

**主要施策5 安全・安心な生活環境づくり**

- 5-1 暮らしやすい住環境の整備
- 5-2 移動手段の確保
- 5-3 防災対策の推進
- 5-4 防犯・交通安全対策の推進

**主要施策6 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実**

- 6-1 相談支援・就学指導体制の充実
- 6-2 障がい児保育・教育の充実
- 6-3 特別支援教育の充実

**主要施策7 雇用・就労・経済的自立の支援**

- 7-1 雇用促進と就労支援の充実
- 7-2 多様な就労の場の確保

**主要施策8 社会参加の促進**

- 8-1 社会参加機会の拡充
- 8-2 情報・コミュニケーション支援の充実
- 8-3 外出・移動支援の充実

## 主要施策1 相互理解の促進

### 1-1 障がい者（児）への理解の促進

#### ① 交流機会の拡充

##### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会の家族等支援ネットワーク
  - 身体分会
  - 知的分会
  - 精神分会
  - きょうだい児ネットワーク
- ◆ 交流会を毎年数回開催しています。
- ◆ 通常学級と特別支援学級との交流学习を行っています。修学旅行など学校行事も合同で行っており、障がいのある子どもに対する理解を深めています。

##### 【取り組み内容】

- ◇ 障がい者（児）や家族同士、支援者等の交流会を宮城東部地域自立支援協議会（2市3町で構成）の家族等支援ネットワークの各分会で実施し、市町間を越えて、当事者や家族同士で話をしたりする機会として好評を得ているため継続して実施していきます。
- ◇ 参加者の要望により、年1回以上、開催している分会もあります。
- ◇ 交流学习を通し、通常学級に在籍する児童生徒で、障がいのある児童生徒に対する見方や考え方を深め、思いやりの心を育てていきます。

#### ② 福祉教育・啓発活動の充実

##### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において障がい者差別解消部会を実施しています。
- ◆ 「障害者週間」について広報誌へ記事を掲載しています。
- ◆ 身体障害者体育大会を年1回開催しています。(令和2年から令和4年は中止)
- ◆ 松島町障がい者福祉協会の入会啓発や体育大会等の他市町との交流活動の推進や支援を行っています。
- ◆ 地域活動支援センターにおいて、年に1回「希望園まつり」を実施しており、周知を行っています。
- ◆ 交流学习を取り入れるなど、道徳の時間の障がいに関する学習を通して、児童生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいへの理解を深めることができるよう努めています。
- ◆ 新型コロナウイルス感染予防の観点から、ハンディキャップ体験を中止しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい者（児）に対する理解や協力を得るための啓発活動を推進し、継続して、障がい者団体等が行う啓発活動に対して支援を実施していきます。
- ◇ 障がい者福祉協会については、令和2年から令和4年までコロナ禍により他市町との体育大会が中止となりましたが、今後は会員の高齢化や減少に伴い、単独での活動を充実させることを検討します。
- ◇ 児童生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいへの理解を深めていけるよう、ハンディキャップ体験や交流学习を取り入れる等、学習機会を設けていきます。

### ③ 役場職員等への理解促進

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 障害者差別解消の合理的配慮に関するパンフレットを各課に配布しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 松島町障がい者活躍推進計画（総務課）や障害者優先調達推進法（町民福祉課）や、窓口等での合理的配慮に関する研修会等を検討していきます。

## 1-2 福祉ボランティアの参加機会の拡大

---

### ① ボランティアの育成

#### 【 現状や課題 】

- ◆ みやぎ通訳派遣センターの通訳派遣により、市町村意思疎通派遣事業を行っているが、手話奉仕員の養成研修は行っていない。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 地域生活支援事業の手話奉仕員養成研修について、2市3町での共同実施を検討していきます。

### ② 活動機会の充実

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 松島町社会福祉協議会が調整して、地域活動支援センター等のイベント等に地域団体等がボランティアとして参加しています。
- ◆ 災害ボランティアについては、松島町社会福祉協議会がコーディネートしマッチングしています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 今後も継続して、ボランティア活動の機会の充実を図ります。

## 主要施策2 人権・権利擁護の推進

### 2-1 権利擁護の支援

---

#### ① 各種制度の周知と利用促進

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 金銭管理に関しては、包括支援センターとの連携し、日常生活自立支援事業（まもりーぶ）等による支援を実施しています。
- ◆ 成年後見制度に関しては、福祉施設への入所に関して制度を活用し、円滑な対応を行っています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 日常生活自立支援事業（まもりーぶ）や成年後見制度等の周知を実施していきます。

#### ② 消費生活支援の充実

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 障害者相談支援事業を委託し、違法な契約等に関する相談等を受け付ける体制を整備しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 違法な契約や商品販売とつながることがないように、啓発活動に努めます。
- ◇ 産業観光課の消費生活相談と連携し、情報発信を行います。

### 2-2 障がい者（児）虐待の防止

---

#### ① 虐待の発生防止と早期発見

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において、2市3町の相談支援事業所で構成した相談支援部会（毎月開催）で基幹相談支援センターが中心となり、虐待防止に関する情報共有や早期発見への対策等を協議する体制を整備しています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 相談支援部会での協議内容を含め、障害福祉サービス事業所等への啓発活動を行い、従事者等の虐待防止への取り組み等の強化を働きかけていきます。

② 虐待に対する意識啓発

【 現状や課題 】

- ◆ 虐待防止法の趣旨及び内容について、関係機関や団体への周知活動を実施しています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 関係機関や団体、住民への虐待防止に関する周知活動を実施していきます。

## 2-3 差別解消に向けた啓発

---

① 障がいに基づく差別に対する認識の促進

【 現状や課題 】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会の障がい者差別解消部会において、障がいのある当事者を講師に招き、障害福祉サービス事業所・相談支援事業所・2市3町福祉担当者等が広く受講し、障がい者への差別に関する勉強会を実施しています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい者差別解消部会において、今後も講習会や勉強会を行うなど、差別解消への理解や認識を高めるよう啓発活動を行っていきます。

② 差別に対する相談体制の充実

【 現状や課題 】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において、2市3町の相談支援事業所で構成した相談支援部会（毎月開催）で基幹相談支援センターが中心となり、差別解消に関する情報共有や防止対策等を協議する体制を整備しています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい者差別解消部会で現状と課題を洗い出し、保健福祉事務所や専門的機関との連携強化に努めていきます。

### ③ 合理的配慮の提供

#### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会の障がい者差別解消部会において、障がい者（児）が求める合理的配慮を理解し、提供に向けた促進を行っています。
- ◆ 令和4（2022）年度に役場窓口に対話支援機器と音声筆談支援機器を設置しています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 障がい者（児）が求める合理的配慮について、障がい者差別解消部会での協議を通じて、周知や提供を図っていきます。

## 主要施策3 きめ細かな生活支援の充実

### 3-1 相談支援体制の強化

#### ① 総合的な相談支援の充実

#### 【現状や課題】

- ◆ 障害者相談支援事業を委託し、障害福祉サービスや生活支援に関する相談体制を整備しています。また、役場窓口での円滑な対応を図るため、近隣市町との情報共有や県主催の研修会等に参加しています。
- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において、当事者及び関係機関が一堂に会して意見交換会等を行う地域づくりネットワーク会を開催し、連携を強化しています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 障害福祉サービスをはじめ、生活支援等に関して、県や専門機関で実施する研修会等へ積極的に参加し資質の向上を図るとともに、常日頃より関係機関との連携を密にし、相談への迅速な対応ができるよう努めます。

#### ② きめ細かな相談支援体制の確保

#### 【現状や課題】

- ◆ 障害者相談支援事業の委託先と毎月1回報告会を実施し、相談者の状況把握や対応の検討を行っています。
- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において基幹相談支援センターが中心となり、2市3町の相談支援事業所で構成した相談支援部会を毎月1回開催し、困難事例の情報共有や対応について協議しています。

- ◆ 緊急時の対応については宮城東部地域生活支援拠点等業務として、緊急相談・駆け付け支援の体制を整備しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障害者相談支援事業の委託先と情報共有や連携を密にして、利用者の立場になり適正な対応を行っていきます。
- ◇ 近隣市町や関係機関との連携を深め、障がい特性に応じた対応ができるよう、相談機能の充実に努めます。
- ◇ 緊急時の受け入れについて、圏域内の短期入所事業所と協定を結び、受け入れ体制を拡大していきます。

### ③ 利用しやすい相談窓口づくり

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 町広報誌や町ホームページ等により相談窓口の周知を行っています。
- ◆ 相談支援事業所に研修会等の案内を実施しています。
- ◆ 令和4(2022)年度に役場窓口に対話支援機器と音声筆談支援機器を設置しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 町ホームページの情報提供の見直しや、相談内容によっては役場内の相談室を利用するなど、環境づくりに努めます。

## 3-2 利用者本位のサービス提供の推進

---

### ① サービス等利用計画の作成

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 随時、相談支援事業所との相談や報告を密にし、連携を強化し、個別ケースに対応したサービス利用計画の作成を行っています。
- ◆ 障害者相談支援事業の委託先と毎月1回の報告会を通じて、個別の対応について協議を行っています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 相談支援事業所と連携を図り、障がい者(児)の特性に応じた適正な障害福祉サービス等を受けることができるよう、相談支援の体制の強化及び運営を図ります。
- ◇ 障害者相談支援事業の委託先と連携を強化していきます。

## ② サービス提供基盤の充実

### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会を通じ、近隣市町と連携を図り、サービス事業所の確保を行っています。
- ◆ 地域活動支援センターにおいて、日中一時支援事業を週4日実施し、有効活用することができています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 宮城東部地域自立支援協議会を通じ、近隣市町と連携し社会福祉資源（障害福祉サービス事業所等）の確保に努め、利用者のニーズに応じたサービス提供に努めていきます。
- ◇ 地域活動支援センター（希望園）での日中一時支援事業等の充実を図り、体制強化を図ります。

## ③ 情報提供の充実

### 【現状や課題】

- ◆ 身体障害者手帳や療育手帳の交付の際に窓口において、各種サービスや制度について案内を実施しています。
- ◆ 点字や音声による情報提供に関しては、十分な対応ができていない状況です。

### 【取り組み内容】

- ◇ 窓口での情報提供に努めるとともに、相談支援事業所からの情報発信を強化していきます。
- ◇ 点字や音声での情報提供については、事業所や関係団体と手法について検討していきます。

## 3-3 ボランティア活動の促進

---

### ① ボランティアの育成

### 【現状や課題】

- ◆ 松島町社会福祉協議会が調整して、地域活動支援センター等のイベント等に地域団体等がボランティアとして参加しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 地域活動支援センター等のイベント等に地域団体等がボランティアとして参加できるよう調整していきます。
- ◇ 地域生活支援事業の手話奉仕員養成研修について、2市3町での共同実施を検討します。

## ② ボランティア活動機会の創出

### 【 現状や課題 】

- ◆ ボランティアサークルによる声の広報を行っていましたが、会員の高齢化により実施していません。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ ボランティアサークルや学校の部活動等と連携して、活動機会の充実を図ります。

## 3-4 家族等に対する支援の充実

---

### ① 緊急時や休息のためのサービスの充実

### 【 現状や課題 】

- ◆ 障がい者（児）の家族構成や実態に即して、短期入所の支給決定を行い、家族の心身負担の軽減を図っています。
- ◆ 在宅者で主たる介護者が緊急かつやむを得ない事情により不在となる場合の緊急駆け付け支援事業を行っています。
- ◆ 緊急時の対応については宮城東部地域生活支援拠点等業務として、緊急相談・駆け付け支援の体制を整備しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい者（児）家族の不測の事態や心身負担を軽減するための短期入所サービス等の適正な支給や体制確保に努めます。
- ◇ 緊急時の受け入れについて、圏域内の短期入所事業所と協定を結び、受け入れ体制を拡大していきます。
- ◇ 病院で行っているレスパイト入院について、周知していきます。

## ② 交流機会の充実と利用促進

### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会の家族等支援ネットワークの身体分会・知的分会・精神分会・きょうだい児ネットワークと連携し、交流会等への参加等により同じ境遇の方々と相談し合う機会を確保しています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 宮城東部地域自立支援協議会の家族等支援ネットワークの身体分会・知的分会・精神分会・きょうだい児ネットワークの交流会等への参加等により、当事者又は家族同士が相談し合える場を確保します。

## ③ 障がい者団体の活動支援

### 【現状や課題】

- ◆ 松島町障がい者福祉協会や松島町手をつなぐ親の会への補助や活動支援を行っています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 会の存続・活性化のため、新規会員の獲得を促進していきます。
- ◇ 松島町障がい者福祉協会については、会員の高齢化や減少に伴い他市町との交流ではなく町単独での活動を充実させることを検討します。

## 3-5 障がい児支援の充実

---

### ① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

#### 【現状や課題】

- ◆ 巡回相談支援により、臨床心理士や保健師に、気になる幼児の実態について、保育士や幼稚園教諭が相談できる環境をつくり、関わり方や支援の仕方について助言・指導を受けています。
- ◆ 児童発達支援センターは施設及び職員配置基準が定められている児童福祉施設(法第43条)であり、2市3町をエリアとして県が委託している利府こども発達センター(地域拠点センター)がその機能を果たしており、県こども総合センターと重層的な支援体制となっています。町ではこれらの関係機関等と連携し、個別の発達相談や、児童発達支援等福祉サービスの利用支援を実施しています。

- ◆ 保育所等訪問支援は障害福祉サービスの一つで、支援員が在籍している保育所等に出向いて必要な支援や環境整備を行うものであり、具体的な療育支援方法について共有できるよい機会となっています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 宮城東部地域の圏域として、児童発達支援センターを活用し、重層的な支援体制を確保していきます。
- ◇ 近隣の保育所等訪問支援事業を活用し、障がい児及び保育士等の支援を行っていきます。
- ◇ 臨床心理士や保健師からの専門的な助言・指導により、幼稚園での教育実践につながる事ができたため、今後も支援を継続いただける体制を整備します。
- ◇ 発達障害(疑い含む。)のある児童への支援を充実させるため、関係機関との連携、相談や療育のサービス等の周知を引き続き実施していきます。

### ② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 重症心身障がい児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、圏域の事業所で確保しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 近隣の重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所や放課後デイサービス事業所の確保を行っていきます。

### ③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 令和2(2020)年度に宮城東部地域自立支援協議会内に協議の場を設置しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 宮城東部地域自立支援協議会に医療的ケア児支援のための協議の場を設置しており、今後、関係機関と医療的ケア児に対する支援を検討していきます。

## 主要施策4 保健・医療の充実と連携強化

### 4-1 疾病・事故等の予防

#### ① 生活習慣病の予防

##### 【現状や課題】

- ◆ 特定健診の受診率は県平均を上回っていますが、働き盛り世代の受診率が低い傾向にあります。
- ◆ 令和4（2022）年度（法定報告値）
  - 特定健診受診率 52.0%（40～69歳受診率 40.0%）
- ◆ 特定健診結果では、血糖値が保健指導判定以上の受診者が8割となっており、糖尿病性腎症重症化予防事業を実施しています。

##### 【取り組み内容】

- ◇ 生活習慣病重症化予防のため、自身の健康に関心を持つように、40代から受診勧奨を実施していきます。

#### ② 転倒・骨折等の予防

##### 【現状や課題】

- ◆ 骨粗しょう症検診やフレイル予防講座を実施し、女性の健康づくりを支援しています。

##### 【取り組み内容】

- ◇ 疾病の早期発見につながったため、今後は高齢者のフレイル（加齢による衰え）予防について啓発し、受診率向上を目指します。
- ◇ 女性の要介護状態となる原因で骨折が上位となっているため、女性の検診について周知啓発を行い、受診率向上を目指していきます。

#### ③ 交通事故、スポーツ事故等の防止

##### 【現状や課題】

- ◆ 身体障がい者の体育大会を実施していますが、事前の練習など準備を入念に行い、けがの予防に努めています。
- ◆ 交通安全普及活動
  - 毎年、春と秋の交通安全運動期間に合わせ重点的に啓発活動を実施しています。また、運動期間外においても広報活動等を定期的に行っています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 身体障がい者の体育大会の実施に当たり、今後も事故防止に努めていきます。
- ◇ 今後も継続して啓発活動等を実施し、交通事故防止に努めます。更には時勢の交通違反や交通事故の傾向等を踏まえた交通安全の取り組みを行います。

## 4-2 発達支援・療育体制の充実

### ① 発達支援体制の充実

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 地域活動支援センター（希望園）において未就学児や学童の障がい児や保護者が利用できる日中一時支援事業を実施していますが、支援体制や子育て支援センターとの連携を強化していく必要がある状態です。
- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会のきょうだい児ネットワーク懇談会において、県のペアレントメンター派遣事業を活用しています。
- ◆ 1歳6か月児健診において M-CHAT (ASD スクリーニングツール) を導入し、発達に偏りがある子を地域活動支援センター（希望園）や障害福祉サービスにつなげることができています。
- ◆ 未就学や学童の障がい児(疑い含む。)及び保護者が気軽に個別発達相談できるよう、臨床心理士等による子育てひろばを実施、保育所や幼稚園への巡回心理相談や、発達支援教室(のびっこクラブ)、子育て講座(ペアレント・トレーニング)等各種事業を関係者連携のもと実施しています。
- ◆ 令和4（2022）年度実績
  - 子育てひろば 延べ69人／10回
  - 巡回心理相談 延べ134人／12回
  - のびっこクラブ 延べ125人／6回
- ◆ 令和5（2023）年度新規事業 ペアレント・トレーニング講座 年7回実施

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 地域活動支援センターの体制強化や子育て支援センターとの連携強化を図っていきます。
- ◇ きょうだい児ネットワーク以外でも県のペアレントメンター派遣事業の活用を推進します。
- ◇ 町民福祉課こども支援班と健康長寿課健康づくり班が連携し、発達心理相談や乳幼児精神発達精密健康診査事業を通し、一人ひとりに合った支援の方向性を検討していきます。
- ◇ 未就学や学童の障がい児(疑い含む。)及び保護者が気軽に個別発達相談できるよう、臨床心理士等による子育てひろばを実施、保育所や幼稚園への巡回心理相談や、発達支援教室(のびっこクラブ)、子育て講座(ペアレント・トレーニング)等各種事業を関係者連携のもと継続して実施していきます。

## ② 関係機関の連携強化

### 【現状や課題】

- ◆ 町内外の相談支援事業所や障害児福祉サービス事業所等と連携を図り、適切な対応を行っています。
- ◆ 令和4（2022）年度より乳幼児精神発達精密健康診査事業を実施しており、令和4（2022）年度実績は11回となっています。
- ◆ 発達検査を通して、その子の発達特性を保護者や幼稚園・保育所の担任と共有することで、一緒に支援の方向性を考えることができます。
- ◆ 未就学や学童の障がい児(疑い含む。)及び保護者の相談や助言・指導、障害福祉サービス利用等について関係機関と連携して実施するとともに、早期から適切な療育の利用や特性に合わせた支援方法について情報提供を実施しています。
- ◆ また、児童発達支援を利用する子どもが増えてきたため、相談支援事業所や医療機関と連携していく必要がある状態です。

### 【取り組み内容】

- ◇ 町内外の関係機関との連携を図り、家族への支援や情報提供など適切な対応を行っています。
- ◇ 乳幼児精神発達精密健康診査事業を継続して行い、事後指導や幼保・相談支援事業所等とケースカンファレンス等を行い、支援の方向性を検討していきます。
- ◇ 未就学や学童の障がい児(疑い含む。)及び保護者の相談や助言・指導、障害福祉サービス利用等について関係機関と連携して実施するとともに、早期から適切な療育の利用や特性に合わせた支援方法について情報提供の実施を継続していきます。

## 4-3 医療体制の充実

### ① 医療的ケア体制の充実

#### 【現状や課題】

- ◆ 宮城東部地域自立支援協議会において、医療的ケアを必要とする障がい児への相談や情報提供サービスの強化を図るため現況を把握するため令和5（2023）年度にアンケートを実施しました。
- ◆ 地域拠点センターふきのとうに医療的ケア児等コーディネーター1名が在籍しています。
- ◆ 医療的ケアを必要とする障害児については令和4（2022）年度で呼吸ケア1件、経管栄養1件（家庭訪問実施）となっています。
- ◆ 在宅医療については訪問看護・リハビリ利用で未就学児3件（内、町内医療機関往診1件）となっています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 宮城東部地域自立支援協議会において、医療的ケアを必要とする障がい児等への相談や情報提供サービスの強化を図ることを検討していきます。
- ◇ 圏域で連携を図りながら支援を実施します。また、訪問看護・訪問リハビリ等の在宅医療を通年利用されている方もいることから、今後も関係機関と情報共有しながら支援を継続していきます。

### 4-4 精神保健の推進

---

#### ① こころの健康づくりの推進

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 令和4（2022）年度
  - 精神保健福祉ネットワーク研修会（1回開催 延43人参加）
- ◆ 民生委員や町内介護事業所等が参加し、地域ネットワークの強化や見守り体制の構築に取り組んでいます。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ こころの健康サポーター養成講座を拡充し、地域全体でのメンタルヘルスの普及啓発を実施していきます。
- ◇ 地域全体でゲートキーパーの役割を持って、地域全体で見守り支え合う関係づくりを促していきます。

#### ② 相談支援の充実と窓口の周知

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 令和4（2022）年度
  - 相談機関一覧を作成し、6,000枚配布（広報誌で配布）しました。
  - 児童館にポスター掲示を行いました。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 今後は健康教育の場やSNS等を活用して相談機関一覧の使い方やメンタルヘルスについて普及啓発を行います。
- ◇ 相談機関一覧の更新・配布を継続して行っていきます。

### ③ 啓発活動の推進

#### 【現状や課題】

- ◆ こころの体温計は令和2（2020）年度で終了しましたが、令和3（2021）年度よりコロナ禍に対応してオンライン健康相談に移行しました。
- ◆ オンライン健康相談について相談が寄せられており、町民が様々な方法で相談できる体制を整備しています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ メールやSNS等を活用した相談体制について普及啓発を実施していきます。

## 主要施策5 安全・安心な生活環境づくり

### 5-1 暮らしやすい住環境の整備

#### ① バリアフリー化等による移動しやすい環境の整備

#### 【現状や課題】

- ◆ 以下の工事について、施工や確認を行っています。
  - 松島町避難道路整備工事
  - 国道45号交通安全対策（松島海岸歩道整備）工事
  - 松島公園整備工事
  - 仙石線松島海岸駅バリアフリー設備整備工事
  - 松島大橋災害復旧工事

#### 【取り組み内容】

- ◇ 道路整備工事等については、概ね完了している状態です。
- ◇ 松島海岸駅などの特定事業施設については、バリアフリー化が進められており、引き続き、松島駅を含めた特定事業施設のバリアフリー化に向けた事業・取り組みを推進します。
- ◇ 引き続き、各関係機関・各施設と協力し、計画区域内でのバリアフリー化を図るとともに、事業・取り組みを推進します。

## ② 安全・安心な住宅の確保

### 【現状や課題】

- ◆ 松島町障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の規定により、手すりの取付けや、段差の解消等の住宅改修費の給付を行っています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 手すりの取付けや、段差の解消等の住宅改修費の給付を行い、安全・安心な住環境を整えていきます。

## ③ 外出しやすい環境整備の推進

### 【現状や課題】

- ◆ 障がい者（児）の視点に立った町内施設のチェックについては、実施できていない状態です。
- ◆ 各地区等の要望を踏まえ、信号機の設置要望などを関係機関に行っています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 障がい者（児）の移動や外出に便利なバリアフリーマップアプリ（WheeLog!）を周知していきます。
- ◇ 障がい者（児）の特性に配慮した取り組みを関係機関に働きかけていきます。

## 5-2 移動手段の確保

---

### ① 公共交通機関の利用支援

#### 【現状や課題】

- ◆ 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、特定疾患・小児慢性特定疾患受給者重症者の方に対して、福祉タクシー券・ガソリン券を助成しています。
- ◆ 町ホームページにより、障がい者に対して「松島町営バス利用者無料カード」の発行について周知しています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 福祉タクシー券・ガソリン券の助成事業を継続して実施していきます。

## ② 自家用自動車による移動の支援

### 【現状や課題】

- ◆ 身体障害者手帳1級・2級、療育手帳「A」、精神障害者保健福祉手帳1級・2級、特定疾患・小児慢性特定疾患受給者重症者の方に対して、福祉タクシー券・ガソリン券を助成しています。
- ◆ 自動車免許取得・改造費助成事業を実施しています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 福祉タクシー券・ガソリン券の助成事業を継続して実施していきます。
- ◇ 自動車免許取得・改造費助成事業の利用促進を図っていきます。

## 5-3 防災対策の推進

### ① 災害時の避難支援体制の強化

#### 【現状や課題】

- ◆ 健康長寿課高齢者支援班、総務課環境防災班、町民福祉課福祉班で協力して、避難行動要支援者名簿を作成しています。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の年1回の更新を図り、災害時に支援が必要な障がい者（児）の把握を実施しています。
- ◆ 個別に正確な災害情報を伝達するため「安全安心メール」の登録推進を広報誌や各地区訓練で行っています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 個人情報保護の観点から、消防など外部への情報提供は本人の同意があった方のみとしております。
- ◇ 実効性を持たせるため、関係者への情報提供に対し本人の同意を得ることを要しないとする条例制定について検討していきます。
- ◇ 個別避難計画の作成件数を増やす取り組みを推進します。
- ◇ 避難行動要支援者名簿を年1回更新し、地域や自主防災組織と正確な対象者の把握を継続して行います。
- ◇ 災害時には防災無線だけでなく、町ホームページや安全安心メール、SNSなど複数媒体を活用して情報発信をしていきます。
- ◇ 災害種別毎に適切な避難誘導できるよう消防団の訓練を実施します。

## ② 安全・安心な避難場所の確保

### 【現状や課題】

- ◆ 避難所運営に当たって、障がい者の避難を踏まえた避難所の開設する訓練を実施しています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 災害時に障がい者（児）のスムーズな受け入れが可能となるよう、福祉避難所の協定先との連携強化に努めます。

## ③ 防災・減災対策の推進

### 【現状や課題】

- ◆ 防災マップを全世帯に配布しています。
- ◆ 障がい者が避難の際に使用する介護用品などの備蓄を実施しています。
- ◆ 地域と連携し、避難行動要支援者名簿の活用方法についての訓練を実施しています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 町総合防災訓練において障がい者（児）に対する訓練を含めるなど、多くの人が災害時に適切な対応ができるよう努めていきます。
- ◇ 地域等で行われる訓練において、障がい者（児）の避難誘導等を取り入れていきます。

## 5-4 防犯・交通安全対策の推進

---

### ① 防犯・交通安全に対する意識啓発

#### 【現状や課題】

- ◆ 個別事案ごとに関係機関と情報共有を図り防犯対策に努めています。
- ◆ 「安全安心メール」を活用し、交通安全・防犯上の啓発を行っています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 関係機関と情報共有を図りながら連携強化に努めます。
- ◇ 広報誌等により、一層の交通安全の意識啓発を行います。

## ② 地域での見守り活動の促進

### 【現状や課題】

- ◆ 民生委員による訪問などで地域の見守りがなされ安全・安心な生活を維持することができています。
- ◆ 地区並びに防犯指導隊と連携を図り、地域で安全・安心な見守り活動を実施しています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 民生委員による地域の安全・安心な生活のための見守りを継続して実施していきます。
- ◇ 継続して地区や防犯指導隊と連携を図りながら地域で見守り活動を行います。

## 主要施策6 多様なニーズに応じたきめ細かな教育の充実

### 6-1 相談支援・就学指導体制の充実

#### ① 一貫した相談支援体制の充実

### 【現状や課題】

- ◆ 松島町特別支援連携協議会を開催し（年1回実施）、教育関係の他、医療・療育・保健福祉関係の職員が参加しています。特別支援教育の推進に関する共通認識を高め、地域の連携協力の強化及び乳幼児・児童生徒の実態を把握し、適切な相談、支援体制等の調整を図っています。
- ◆ 多くの生徒が進学している状況ですが、総合学習の中で、職業の種類や仕事内容についての調べ学習や、職場体験を行っています。
- ◆ 母子保健で実施している乳幼児健診や乳幼児精神発達精密健康診査等や、障害福祉担当等関係機関と連携しながら、臨床心理士による個別発達相談や巡回心理相談等実施しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がいのある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係諸機関の情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ります。
- ◇ 一人ひとりの障がいの状態及び発達の段階、特性等を十分に理解した上で、進路学習や進路相談を行います。本人の希望等を踏まえ、将来の展望を明らかにした上で、進路選択ができるように指導や支援を行います。
- ◇ 母子保健で実施している乳幼児健診や乳幼児精神発達精密健康診査等や、障害福祉担当等関係機関と連携しながら、臨床心理士による個別発達相談や巡回心理相談等を継続して実施するとともに、地域拠点センター等と連携を充実していきます。

## ② 適正な就学指導の推進

### 【 現状や課題 】

- ◆ 松島町障害児就学指導委員会専門委員会を開催し、小中学校の特別支援コーディネーターが参加しています。小中学校特別支援学級に入級又は特別支援学校等に就学する児童生徒の適正な判断や就学指導に関し、専門的審議を行っています。
- ◆ 幼稚園や保育所等の巡回心理相談や個別発達相談を通して、早期から就学に向けて連携した支援を実施しています。

### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先を決定します。その際、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分な情報提供をしつつ、意見を最大限尊重し、本人・保護者と町教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図ります。
- ◇ 幼稚園や保育所等の巡回心理相談や個別発達相談を通して、早期から就学に向けて連携した支援を継続していきます。

## 6-2 障がい児保育・教育の充実

### ① 障がい児の受け入れ体制の充実

#### 【現状や課題】

- ◆ のびっこクラブとして、発達が気になる子どもと保護者を対象に、保育士や幼稚園教諭、保健師と一緒に遊びを通して、小集団活動や個別課題等に取り組んでいます。
- ◆ のびっこクラブに参加した保育士や幼稚園教諭が、所属する保育所や幼稚園で報告を行い、実践を通して支援内容を伝えることで、全体のスキルアップを図っています。
- ◆ 保育所や幼稚園、留守家庭児童学級において、障がいのある幼児・児童に配慮した受け入れ体制に努めています。
- ◆ 巡回心理相談として、臨床心理士等が保育所や幼稚園等を巡回し、発達の遅れ等が見られる幼児との関わり方や支援方法について、保育士や幼稚園教諭に対して研修・助言・指導を行っています。
- ◆ 子育てひろばとして、臨床心理士等による個別発達相談を実施し、早期相談体制を整えています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行っていきます。
- ◇ のびっこクラブに参加した教諭は、個性や多様性に応じた子育てについて学ぶことができ、幼稚園での活動に生かされているため、今後も事業を継続できる体制を整備します。
- ◇ 保育所や幼稚園、留守家庭児童学級において、障がいのある幼児・児童に配慮した受け入れ体制を継続的に図っていきます。
- ◇ 臨床心理士による保育所の巡回心理相談を活用し、気になる幼児の実態をみてもらい、関わり方や支援の仕方について特性に合わせた適切な支援ができるよう職員間の研修・助言・指導を継続的に実施していきます。

### ② 保育所・幼稚園等における専門的支援の実施

#### 【現状や課題】

- ◆ 巡回相談支援により、臨床心理士や保健師に、気になる幼児の実態について、教諭が相談できる環境をつくり、関わり方や支援の仕方について助言・指導を受けています。
- ◆ 保育所・幼稚園において、臨床心理士・保健師・保育士による巡回心理相談を実施し、発達特性に合わせた効果的な支援方法について助言・指導・研修の機会を設けています。

- ◆ 令和4（2022）年度実績
  - 巡回心理相談 延べ134人／12回
  - 発達障害支援に関する職員研修 実30人／1回
  - のびっこクラブ(研修参加職員) 延べ78人／6回

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 臨床心理士や保健師からの専門的な助言・指導により、幼稚園での教育実践につながったため、今後も継続的に支援する体制を整備します。
- ◇ 保育所・幼稚園において、臨床心理士・保健師・保育士による巡回心理相談を実施し、発達特性に合わせた効果的な支援方法について助言・指導・研修の機会を継続的に設け、職員研修について充実を図っていきます。

### 6-3 特別支援教育の充実

#### ① 障がい特性に応じた教育的支援の充実

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 松島町特別支援連携協議会を開催し（年1回実施）、教育関係の他、医療・療育・保健福祉関係の職員が参加しています。特別支援教育の推進に関する共通認識を高め、地域の連携協力の強化及び乳幼児・児童・生徒の実態を把握し、適切な相談、支援体制等の調整を図っています。
- ◆ 部分的な改修等を行っています。バリアフリー化に向けた取り組みを進める必要がある状態です。

##### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい特性に応じた支援を継続して行う体制を整備します。
- ◇ 進学に向けて大規模改修工事等により、各学校でバリアフリー化を進められるよう方針を固めていきます。

#### ② 指導体制の強化

##### 【 現状や課題 】

- ◆ 松島町特別支援連携協議会を開催し（年1回実施）、教育関係の他、医療・療育・保健福祉関係の職員が参加しています。特別支援教育の推進に関する共通認識を高め、地域の連携協力の強化及び乳幼児・児童・生徒の実態を把握し、適切な相談、支援体制等の調整を図っています。
- ◆ 宮城県で実施される特別支援教育コーディネーター養成研修等への参加や、特別支援学校で行っている教育相談を受け、発達や進路などに関して助言をいただいています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 障がいのある児童生徒の総合的支援体制の整備に向け、関係機関で情報交換・意見交換を行い、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援体制の整備を図ります。また、特別支援教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターの養成・活用や関係機関との情報共有や連携等により、指導体制の強化を図ります。
- ◇ 研修を通して教育関係職員の障がいに対する理解が深まるよう促します。

### ③ インクルーシブ教育システムの推進

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 通常学級と特別支援学級との交流学习を行った。修学旅行など学校行事も合同で行っています。障がいのある子どもへ対する理解が深まっています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 交流学习を通し、通常学級に在籍する児童生徒が、障がいのある児童生徒に対する見方や考え方を深め、思いやりの心を育てていきます。

## 主要施策7 雇用・就労・経済的自立の支援

### 7-1 雇用促進と就労支援の充実

#### ① 事業所への積極的な働きかけの推進

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、障がい特性ごとの求人案内をしていただけるよう体制を整備しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、企業等の障がい者理解を深め、雇用の促進に努めていきます。

## ② 就業・定着支援の充実

### 【現状や課題】

- ◆ 障害福祉サービスである就労移行支援及び就労定着支援を利用している方が増えており、一般就労への希望の方も公共職業安定所（ハローワーク）等で情報提供を受けています。
- ◆ 障害者就業・生活支援センター（わ〜く）と連携し、障がい者の就業や生活支援を行っています。

### 【取り組み内容】

- ◇ 就労移行支援や就労定着支援の充実を図りながら、相談支援事業所とも連携し、多方面に渡るアプローチにより、就労相談等への対応を行っていきます。

## 7-2 多様な就労の場の確保

---

### ① 福祉的就労の場の充実

#### 【現状や課題】

- ◆ 就労継続支援事業所と連携し、施設外就労により町内外の事業所での就労の場を確保することができています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 就労継続支援事業所との連携を強化し、就労者の増加を促進していきます。

### ② 受注の拡充等への支援

#### 【現状や課題】

- ◆ 物品の購入や業務委託などにおいて、障害者優先調達推進法に基づき、松島町における障がい者就労施設等からの物品等の調達を図っています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 障害者優先調達推進法に基づく障がい者就労施設等からの物品等の調達拡大を行っています。

### ③ 関係機関等の連携・ネットワークの構築

#### 【 現状や課題 】

- ◆ 宮城東部地域の圏域の就労支援事業所でネットワークを構築して研修等を行っており、相談支援事業所等とも連携し、障がい特性に応じた就労支援を行っています。
- ◆ 町内の就労継続支援A型事業所では、施設外就労において農業・漁業補助やカット野菜など農・福連携を実施しています。

#### 【 取り組み内容 】

- ◇ 圏域の就労支援事業所との連携を強化し、雇用・就労環境の改善を実施していきます。

## 主要施策8 社会参加の促進

### 8-1 社会参加機会の拡充

#### ① スポーツ・レクリエーション、文化活動の充実

##### 【現状や課題】

- ◆ 身体障害者仙台地方連絡協議会体育大会への参加により、他団体等との交流を行っていますが、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まではコロナ禍により中止となりました。
- ◆ 松島町障がい者福祉協会の独自事業として令和3（2021）年度と令和4（2022）年度に車いすテニス体験会を実施しました。

##### 【取り組み内容】

- ◇ 宮城県障害者福祉センターの出前教室や、宮城県障害者総合体育センターの巡回指導教室を活用し、スポーツ・レクリエーション、文化活動の参加機会の拡充に努めます。

#### ② 活動を支えるボランティアの確保

##### 【現状や課題】

- ◆ みやぎ通訳派遣センターの通訳派遣により、市町村意思疎通派遣事業を行っていますが、手話奉仕員の養成研修は行っていません。
- ◆ 松島町社会福祉協議会が調整して、地域活動支援センター等のイベント等に地域団体等がボランティアとして参加しています。

##### 【取り組み内容】

- ◇ 地域生活支援事業の手話奉仕員養成研修について、2市3町での共同実施を検討します。

#### ③ 地域活動支援センターの充実

##### 【現状や課題】

- ◆ 障がい者が利用する地域活動支援センターでの基礎的事業は、毎週水曜日に実施しており、創作活動や買い物などの社会参加活動を行っています。
- ◆ 障がい児等が利用する地域活動支援センターでの日中一時支援事業は、毎週月、火、木、金曜日に実施しており、一時的な見守り、日常的な訓練、創作活動等の支援を行っています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 地域活動支援センターにおける創作や社会参加活動の充実を図ります。
- ◇ 利用者のニーズを把握し、障がい者と障がい児等の活動日等について検討します。

④ 障がい者（児）団体への支援

【 現状や課題 】

- ◆ 松島町障がい者福祉協会や松島町手をつなぐ親の会へ補助金を交付しています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 松島町障がい者福祉協会については、会員の高齢化や減少に伴い、会員確保と活動内容について今後検討していきます。

## 8-2 情報・コミュニケーション支援の充実

---

① 障がい特性等に配慮したアクセシビリティの向上

【 現状や課題 】

- ◆ ボランティアサークルによる声の広報を行っていましたが、会員の高齢化により実施していません。

【 取り組み内容 】

- ◇ ボランティアサークルや学校の部活動等との連携を図ります。
- ◇ 障がい特性に配慮した情報提供を行っていきます。

② ICTの活用支援の充実

【 現状や課題 】

- ◆ 松島町障害者等日常生活用具等給付事業実施要綱の規定により、視覚や聴覚等の障がいのある人に対して、情報・意思疎通支援用具の給付を行っています。

【 取り組み内容 】

- ◇ 障がい特性に応じた情報通信機器についての利用支援を行います。

### ③ コミュニケーション支援を担う人材の育成

#### 【現状や課題】

- ◆ 手話奉仕員の養成研修は、未実施となっています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 手話奉仕員のなり手が少ないため、手話奉仕員養成研修について、2市3町での共同実施を検討します。

## 8-3 外出・移動支援の充実

---

### ① 外出・移動支援の利用促進

#### 【現状や課題】

- ◆ 同行援護や行動援護については、相談支援事業所との連携により適切な支給量を支給しています。また、地域生活支援事業において、移動支援のサービスを給付しています。
- ◆ 令和3（2021）年度から暗所視支援眼鏡の貸出を行っています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ 視覚障がい者や知的障がい者の外出支援のための同行援護及び行動援護の適正な支給に努め、外出困難な障がい者へのガイドヘルパーを派遣する移動支援の充実に努めていきます。

### ② 外出・移動支援を担う人材・事業所の確保・充実

#### 【現状や課題】

- ◆ ガイドヘルパーや移動支援事業者等の事業所の確保・充実に努めています。

#### 【取り組み内容】

- ◇ ガイドヘルパーや移動支援事業者の人材及び事業所の確保・充実を行っています。



# 資料編

---



# 資料編

## 1. 松島町障がい者福祉アンケート調査の設問及び集計結果

問1 この調査にお答えいただくのはどなたですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	本人(宛名の方)	269	59.0%
2	本人の家族	129	28.3%
3	家族以外の介護者	6	1.3%
	無回答	52	11.4%

問2 令和4年12月1日現在のあなたの年齢をお答えください。(○は1つだけ)

		回答数	構成比	前回	増減
1	0～6歳	6	1.3%	0.0%	1.3
2	7～12歳	8	1.8%	0.8%	1.0
3	13～15歳	2	0.4%	0.8%	-0.4
4	16～18歳	4	0.9%	0.3%	0.6
5	19～29歳	21	4.6%	4.7%	-0.1
6	30～39歳	21	4.6%	5.5%	-0.9
7	40～49歳	35	7.7%	6.1%	1.6
8	50～59歳	41	9.0%	11.6%	-2.6
9	60～64歳	34	7.5%	5.5%	2.0
10	65～69歳	38	8.3%	14.6%	-6.3
11	70～74歳	62	13.6%	6.4%	7.2
12	75歳以上	178	39.0%	42.8%	-3.8
	無回答	6	1.3%	0.8%	0.5

※ 前回調査(平成28年11月実施、以下同様。)

問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)

		回答数	構成比	前回	増減
1	男性	240	52.6%	53.6%	-1.0
2	女性	211	46.3%	44.2%	2.1
3	その他	1	0.2%	-	-
	無回答	4	0.9%	2.2%	-1.3

問4 あなたがお住まいの地域はどこですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比	前回	増減
1	松島地区	74	16.2%	12.2%	4.0
2	高城地区	119	26.1%	26.5%	-0.4
3	本郷地区	42	9.2%	8.3%	0.9
4	磯崎地区	91	20.0%	23.8%	-3.8
5	手樽地区	21	4.6%	3.3%	1.3
6	北小泉地区	3	0.7%	1.9%	-1.2
7	下竹谷地区	6	1.3%	3.0%	-1.7
8	上竹谷地区	12	2.6%	1.1%	1.5
9	幡谷地区	33	7.2%	7.7%	-0.5
10	根廻地区	7	1.5%	1.9%	-0.4
11	初原地区	28	6.1%	6.9%	-0.8
12	桜渡戸地区	7	1.5%	0.8%	0.7
13	松島町外	9	2.0%	1.1%	0.9
	無回答	4	0.9%	1.4%	-0.5

問5 いま、あなたと一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)  
※グループホーム、福祉施設等を利用されている方は「7」をお選びください。

		回答数	構成比
1	父母	118	25.9%
2	祖父母	18	3.9%
3	兄弟姉妹	63	13.8%
4	配偶者(夫または妻)	192	42.1%
5	子ども	154	33.8%
6	その他	40	8.8%
7	いない(一人で暮らしている)	71	15.6%
	無回答	5	1.1%

問6 日常生活の中で、次の支援が必要ですか。①から⑩のそれぞれにお答えください。  
(①から⑩それぞれに○を1つ)

	①食事の介助	回答数	構成比
1	不要	322	70.6%
2	一部(時々)必要	55	12.1%
3	全部必要	27	5.9%
	無回答	52	11.4%

	②トイレの介助	回答数	構成比
1	不要	320	70.2%
2	一部（時々）必要	47	10.3%
3	全部必要	38	8.3%
	無回答	51	11.2%

	③入浴の介助	回答数	構成比
1	不要	293	64.3%
2	一部（時々）必要	54	11.8%
3	全部必要	61	13.4%
	無回答	48	10.5%

	④衣服の着脱の介助	回答数	構成比
1	不要	310	68.0%
2	一部（時々）必要	64	14.0%
3	全部必要	36	7.9%
	無回答	46	10.1%

	⑤身だしなみの介助	回答数	構成比
1	不要	292	64.0%
2	一部（時々）必要	80	17.5%
3	全部必要	35	7.7%
	無回答	49	10.7%

	⑥家の中の移動の介助	回答数	構成比
1	不要	329	72.1%
2	一部（時々）必要	42	9.2%
3	全部必要	34	7.5%
	無回答	51	11.2%

	⑦外出の介助	回答数	構成比
1	不要	243	53.3%
2	一部（時々）必要	87	19.1%
3	全部必要	86	18.9%
	無回答	40	8.8%

	⑧家族以外の人との意思疎通の援助	回答数	構成比
1	不要	276	60.5%
2	一部（時々）必要	93	20.4%
3	全部必要	34	7.5%
	無回答	53	11.6%

⑨お金の管理の援助		回答数	構成比
1	不要	263	57.7%
2	一部（時々）必要	63	13.8%
3	全部必要	84	18.4%
	無回答	46	10.1%

⑩薬の管理の援助		回答数	構成比
1	不要	264	57.9%
2	一部（時々）必要	61	13.4%
3	全部必要	84	18.4%
	無回答	47	10.3%

問7 問6で「2」または「3」を選択された方がお答えください  
あなたを支援してくれる方は主に誰ですか。（あてはまるものすべてに○）

		回答数	構成比
1	父母	55	23.6%
2	祖父母	6	2.6%
3	兄弟姉妹	22	9.4%
4	配偶者（夫または妻）	61	26.2%
5	子ども	78	33.5%
6	ホームヘルパーや施設の職員	47	20.2%
7	その他の人（ボランティア等）	4	1.7%
	無回答	30	12.9%

問8 問7で「1」～「5」を選択された方がお答えください  
あなたを支援してくれる家族で、主な方の年齢、性別、健康状態をお答えください。  
（○は1つだけ）

①年齢（令和4年12月1日現在）		回答数	構成比
1	18歳未満	0	0.0%
2	18～29歳	2	1.1%
3	30～39歳	9	5.0%
4	40～49歳	21	11.6%
5	50～59歳	33	18.2%
6	60～69歳	48	26.5%
7	70歳以上	64	35.4%
	無回答	4	2.2%

②性別		回答数	構成比
1	男性	55	30.4%
2	女性	123	68.0%
3	その他	0	0.0%
	無回答	3	1.7%

③健康状態		回答数	構成比
1	よい	43	23.8%
2	ふつう	102	56.4%
3	よくない	35	19.3%
	無回答	1	0.6%

問9 あなたは身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	1級	116	25.4%
2	2級	57	12.5%
3	3級	51	11.2%
4	4級	60	13.2%
5	5級	12	2.6%
6	6級	9	2.0%
7	持っていない	119	26.1%
	無回答	32	7.0%

問10 問9で「1」～「6」を選択された方がお答えください  
主たる障がいをお答えください。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	視覚障がい	22	7.2%
2	聴覚障がい	12	3.9%
3	音声・言語・そしゃく機能障がい	9	3.0%
4	肢体不自由(上肢)	26	8.5%
5	肢体不自由(下肢)	77	25.2%
6	肢体不自由(体幹)	17	5.6%
7	内部障がい(1～6以外)	115	37.7%
	無回答	27	8.9%

問11 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	A判定	21	4.6%
2	B判定	37	8.1%
3	知的障がいがあるが手帳を持っていない	3	0.7%
4	持っていない	338	74.1%
	無回答	57	12.5%

問12 あなたは精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	1級	14	3.1%
2	2級	29	6.4%
3	3級	21	4.6%
4	精神障がいがあるが手帳を持っていない	10	2.2%
5	持っていない	339	74.3%
	無回答	43	9.4%

問13 あなたは自立支援医療(精神通院)制度を利用していますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	利用している	95	20.8%
2	利用していない	325	71.3%
	無回答	36	7.9%

問14 あなたは難病(指定難病)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	受けている	29	6.4%
2	受けていない	386	84.6%
	無回答	41	9.0%

問15 あなたは小児慢性特定疾病の診断を受けていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	受けている	3	0.7%
2	受けていない	409	89.7%
	無回答	44	9.6%

問16 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	ある	41	9.0%
2	ない	381	83.6%
	無回答	34	7.5%

問17 あなたは、高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	ある	23	5.0%
2	ない	401	87.9%
	無回答	32	7.0%

問18 あなたは現在医療的ケアを受けていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	受けている	165	36.2%
2	受けていない	258	56.6%
	無回答	33	7.2%

問19 問18で「1」を選択された方がお答えください

あなたが現在受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	気管切開	3	1.8%
2	人工呼吸器 (レスピレーター)	0	0.0%
3	吸入	5	3.0%
4	吸引	6	3.6%
5	胃ろう・腸ろう	3	1.8%
6	鼻腔経管栄養	1	0.6%
7	中心静脈栄養 (IVH)	0	0.0%
8	透析	31	18.8%
9	カテーテル留置	7	4.2%
10	ストーマ (人工肛門・人工膀胱)	19	11.5%
11	服薬管理	78	47.3%
12	その他	38	23.0%
	無回答	5	3.0%

問20 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	自宅やアパートなどでひとり暮らし	49	10.7%
2	自宅やアパートなどで家族や親族と同居	353	77.4%
3	障がい者向けのグループホームを利用	6	1.3%
4	高齢者向けのグループホームを利用	1	0.2%
5	障がい者向けの施設に入所	4	0.9%
6	高齢者向けの施設に入所	17	3.7%
7	病院に入院	5	1.1%
8	その他	13	2.9%
	無回答	8	1.8%

問21 あなたは、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	今と同じ暮らし	320	70.2%
2	自宅やアパートなどでひとり暮らし	14	3.1%
3	自宅やアパートなどで家族や親族と同居	55	12.1%
4	障がい者向けのグループホームを利用	8	1.8%
5	高齢者向けのグループホームを利用	1	0.2%
6	障がい者向けの施設に入所	5	1.1%
7	高齢者向けの施設に入所	13	2.9%
8	その他	7	1.5%
9	わからない	29	6.4%
	無回答	4	0.9%

問22 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	133	29.2%
2	障がい者に適した住居の確保	56	12.3%
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	124	27.2%
4	生活訓練等の充実	44	9.6%
5	経済的な負担の軽減	224	49.1%
6	相談対応等の充実	125	27.4%
7	地域住民と接する機会が増えること	33	7.2%
8	コミュニケーションについての支援	55	12.1%
9	その他	23	5.0%
	無回答	61	13.4%

問23 あなたは、どのくらいの頻度で外出しますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	ほぼ毎日外出する	140	30.7%
2	1週間に数回外出する	152	33.3%
3	月に数回外出する	101	22.1%
4	ほとんど外出しない	52	11.4%
	無回答	11	2.4%

問24 問23で「1」～「3」を選択された方がお答えください  
あなたが外出する際の主な同伴者は誰ですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	父母	38	9.7%
2	祖父母	0	0.0%
3	兄弟姉妹	8	2.0%
4	配偶者(夫または妻)	76	19.3%
5	子ども	55	14.0%
6	ホームヘルパーや施設の職員	28	7.1%
7	その他の人(ボランティア等)	9	2.3%
8	一人で外出する	167	42.5%
	無回答	12	3.1%

問25 問23で「1」～「3」を選択された方がお答えください  
あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	通勤・通学	94	23.9%
2	施設等への通所(デイケア・生活介護・就労継続支援A, B型・日中一時支援など)	71	18.1%
3	医療機関への受診	249	63.4%
4	買い物や食事	218	55.5%
5	友人・知人に会う	59	15.0%
6	趣味やスポーツ	54	13.7%
7	グループ活動	10	2.5%
8	散歩	67	17.0%
9	その他	10	2.5%
	無回答	33	8.4%

問26 あなたが外出する時に困ること、または外出しない理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	公共交通機関が少ない、またはない	46	10.1%
2	列車やバスの乗り降りが困難	72	15.8%
3	道路や駅に階段や段差が多い	81	17.8%
4	切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	23	5.0%
5	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	59	12.9%
6	介助者が確保できない	26	5.7%
7	お金がかかる	95	20.8%
8	周囲の目が気になる	35	7.7%
9	発作など突然の身体の変化が心配	57	12.5%
10	困った時にどうすればいいのか心配	62	13.6%
11	その他	36	7.9%
12	特にない	122	26.8%
	無回答	54	11.8%

問27 あなたは、収入を得る仕事をしていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	収入を得る仕事をしている	118	25.9%
2	収入を得ない仕事をしている（家事・ボランティアなど）	25	5.5%
3	仕事はしていない	298	65.4%
	無回答	15	3.3%

問28 問27で「1」を選択された方がお答えください  
どのような勤務形態で働いていますか(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	正職員	23	19.5%
2	パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員	37	31.4%
3	就労継続支援A型・B型	24	20.3%
4	自営業、農林水産業など	18	15.3%
5	その他	8	6.8%
	無回答	8	6.8%

問29 問27で「1」を選択された方がお答えください

仕事上、困っていることや不安に感じていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比	前回	増減
1	職場の施設や設備が使いづらい	7	5.9%	3.2%	2.7
2	障がいに対する理解が得られない	15	12.7%	17.0%	-4.3
3	自分の技術や能力を生かせない	5	4.2%	4.3%	-0.1
4	仕事が難しい、覚えるのが大変	4	3.4%	4.3%	-0.9
5	就労時間が長く、負担である	4	3.4%	4.3%	-0.9
6	体調が不安定で仕事に支障が出る	21	17.8%	14.9%	2.9
7	人間関係がうまくいかない	18	15.3%	11.7%	3.6
8	収入が少ない	41	34.7%	38.3%	-3.6
9	健康保険・厚生年金等がない	7	5.9%	5.3%	0.6
10	通勤するのが大変	8	6.8%	8.5%	-1.7
11	通院やリハビリとの両立が難しい	2	1.7%	3.2%	-1.5
12	家庭との両立が難しい	3	2.5%	4.3%	-1.8
13	その他	4	3.4%	2.1%	1.3
14	特になし	39	33.1%	27.7%	5.4
	無回答	12	10.2%	7.4%	2.8

問30 問27で「2」または「3」を選択した 18～64 歳の方がお答えください

あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	仕事をしたい	25	35.2%
2	仕事はしたくない、できない	42	59.2%
	無回答	4	5.6%

問31 問30で「2」を選択した 18～64 歳の方がお答えください

仕事をしたいと思わない理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比	前回	増減
1	病気・障がいが重い	23	54.8%	46.2%	8.6
2	働ける職場が少ない、またはない	10	23.8%	38.5%	-14.7
3	自分が働ける条件とあわない	8	19.0%	23.1%	-4.1
4	長時間勤めることに不安がある	14	33.3%	30.8%	2.5
5	働くために何をすればよいかわからない	4	9.5%	7.7%	1.8
6	その他	5	11.9%	23.1%	-11.2
	無回答	2	4.8%	0.0%	4.8

問32 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	通勤手段の確保	118	25.9%
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	62	13.6%
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	107	23.5%
4	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	126	27.6%
5	在宅勤務の拡充	74	16.2%
6	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	144	31.6%
7	職場で介助や援助等が受けられること	63	13.8%
8	具合が悪くなった時に気軽に通院できること	102	22.4%
9	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	72	15.8%
10	企業ニーズに合った職業訓練	49	10.7%
11	仕事についての職場外での相談対応、支援	77	16.9%
12	その他	22	4.8%
	無回答	194	42.5%

問33 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	家族や親せき	319	70.0%
2	友人・知人	108	23.7%
3	近所の人	20	4.4%
4	職場の上司や同僚	18	3.9%
5	障がい者団体や家族会	5	1.1%
6	民生委員・児童委員	6	1.3%
7	保育所、幼稚園、学校の先生	13	2.9%
8	サービス事業所や施設の職員	54	11.8%
9	相談支援事業所の相談員	42	9.2%
10	かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー	111	24.3%
11	介護保険のケアマネジャー	50	11.0%
12	社会福祉協議会の職員	17	3.7%
13	行政機関の相談窓口	12	2.6%
14	その他	11	2.4%
15	相談する人はいない	11	2.4%
16	悩みや困りごととは特にない	25	5.5%
	無回答	24	5.3%

問34 あなたは、障がいのことや福祉サービスなどに関する情報をどこから入手することが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	161	35.3%
2	行政機関の広報誌	121	26.5%
3	インターネット	63	13.8%
4	家族や親せき	112	24.6%
5	友人・知人	50	11.0%
6	障がい者団体や家族会（団体の機関誌など）	18	3.9%
7	民生委員・児童委員	5	1.1%
8	保育所、幼稚園、学校の先生	7	1.5%
9	サービス事業所や施設の職員	46	10.1%
10	相談支援事業所の相談員	35	7.7%
11	かかりつけの医師や看護師、病院のケースワーカー	107	23.5%
12	介護保険のケアマネジャー	58	12.7%
13	社会福祉協議会の職員	29	6.4%
14	行政機関の相談窓口	31	6.8%
15	その他	13	2.9%
16	どこで入手できるかわからない	36	7.9%
17	入手する必要がない	14	3.1%
	無回答	24	5.3%

問35 町役場の相談窓口や相談支援事業所は気軽に相談できますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比	前回	増減
1	気軽に相談できる	164	36.0%	39.8%	-3.8
2	時間や手間はかかるが、相談に応じてもらえる	74	16.2%	13.8%	2.4
3	相談しづらい	163	35.7%	22.4%	13.3
	無回答	55	12.1%	24.0%	-11.9

問36 問35で「3」を選択された方がお答えください  
相談しづらい理由は何だと思えますか。(最もあてはまるもの1つに○)

		回答数	構成比	前回	増減
1	人目が気になるから	43	26.4%	32.1%	-5.7
2	1カ所で相談を終えることが少ないから	26	16.0%	7.4%	8.6
3	相談内容を伝えるために介助が必要だから	24	14.7%	7.4%	7.3
4	窓口での対応が不親切だから	26	16.0%	17.3%	-1.3
5	その他	33	20.2%	27.2%	-7.0
	無回答	11	6.7%	8.6%	-1.9

問37 あなたは、パソコンやスマートフォンをどのように活用していますか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	メールやLINEで家族や知人などと交流している	172	37.7%
2	インターネットで情報を入手している	119	26.1%
3	SNSを活用して情報を発信するなど、さまざまな人たちと交流している	21	4.6%
4	ゲームや音楽、動画、読書など趣味を楽しんでいる	108	23.7%
5	買い物をしている	73	16.0%
6	公共料金の支払いをしている	21	4.6%
7	町役場の手続きをしている	10	2.2%
8	ほとんど利用しない	76	16.7%
9	パソコンやスマートフォンを持っていない	135	29.6%
	無回答	32	7.0%

問38 問37で「8」「9」を選択された方がお答えください  
あなたは、今後、パソコンやスマートフォンを活用したいと思いますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	したいと思う	16	7.6%
2	したいが、できないと思う	60	28.4%
3	したいと思わない	123	58.3%
4	その他	10	4.7%
	無回答	2	0.9%

問39 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	区分1	12	2.6%
2	区分2	17	3.7%
3	区分3	10	2.2%
4	区分4	7	1.5%
5	区分5	3	0.7%
6	区分6	8	1.8%
7	受けていない	147	32.2%
8	わからない	185	40.6%
	無回答	67	14.7%

問40 必要なサービスを利用できていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	利用できている	126	27.6%
2	利用できていない	16	3.5%
3	わからない	177	38.8%
4	必要なサービスはない	69	15.1%
	無回答	68	14.9%

問41 問40で「2」を選択された方がお答えください

サービスを利用していない理由、または利用できなかった障害福祉サービス名とその理由をお聞かせください。

問42 サービスを利用するとき、心配はありますか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	どのようなサービスがあるのか、わからない	163	35.7%
2	自分がどんなサービスを使えるのか、わからない	151	33.1%
3	サービスを使うための方法や相談の仕方がわからない	92	20.2%
4	病気やけが、体調急変時の対応が心配	59	12.9%
5	サービスにかかる料金などの経済的な負担が心配	92	20.2%
6	その他	10	2.2%
7	特に心配はない	90	19.7%
	無回答	123	27.0%

問43 あなたの周りの人は、障がいのある方に対して関心や理解があると思いますか。  
(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	ある	123	27.0%
2	どちらかといえばある	213	46.7%
3	どちらかといえはない	44	9.6%
4	ない	35	7.7%
	無回答	41	9.0%

問44 問43で「3」または「4」を選択された方がお答えください

障がいのある方への関心や理解が(どちらかといえば)ないと思う理由をお聞かせください。

問45 あなたは、障がいのあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか。  
(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	ある	64	14.0%
2	少しある	79	17.3%
3	ない	266	58.3%
	無回答	47	10.3%

問46 問45で「1」または「2」を選択された方がお答えください  
どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	学校・仕事場	58	40.6%
2	仕事を探すとき	22	15.4%
3	外出中	61	42.7%
4	余暇を楽しむとき	16	11.2%
5	病院などの医療機関	30	21.0%
6	住んでいる地域	30	21.0%
7	その他	12	8.4%
	無回答	6	4.2%

問47 あなたは、まちなかや地域で人と接するとき、どのようなことを期待しますか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比	前回	増減
1	まちで困っているときには積極的に手助けしてほしい	94	20.6%	22.1%	-1.5
2	声をかけたら手助けしてほしい	120	26.3%	25.7%	0.6
3	ふだんから話し相手として交流したい	47	10.3%	10.8%	-0.5
4	特別視せずに同等の立場で、ともに働き、遊ぶ仲間として接してほしい	63	13.8%	10.2%	3.6
5	病気・障がいを理解してほしい	166	36.4%	31.8%	4.6
6	どのように接してもらいたいかわからない	63	13.8%	6.4%	7.4
7	その他	9	2.0%	1.7%	0.3
8	特に必要なことはない	99	21.7%	25.1%	-3.4
	無回答	53	11.6%	15.2%	-3.6

問48 成年後見制度について知っていますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	名前も内容も知っている	108	23.7%
2	名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	140	30.7%
3	名前も内容も知らない	169	37.1%
	無回答	39	8.6%

問49 問48で「1」を選択された方がお答えください

あなた自身が知的障がい、精神障がい、認知症などで判断が十分にできなくなったとき、「成年後見制度」を利用したいと思いませんか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	利用したい	38	35.2%
2	利用したくない	32	29.6%
3	わからない	34	31.5%
4	利用している	4	3.7%
	無回答	0	0.0%

問50 問49で「1」を選択された方がお答えください

後見人は誰になってもらいたいですか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	親、子、兄弟姉妹、配偶者、その他親族	26	68.4%
2	専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）	6	15.8%
3	法律または福祉に関する法人	1	2.6%
4	社会福祉協議会	4	10.5%
5	市民後見人	0	0.0%
6	わからない	1	2.6%
7	その他	0	0.0%
	無回答	0	0.0%

問51 問49で「2」または「3」を選択された方がお答えください  
「成年後見制度」を利用したくない、または、わからない理由は何ですか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	家族がいるから	45	68.2%
2	費用がどのくらいかかるか心配だから	10	15.2%
3	家庭裁判所に申し立てることに抵抗があるから	4	6.1%
4	手続きが大変そうだから	8	12.1%
5	他人(家族を含む)に財産などを任せることに抵抗があるから	11	16.7%
6	どのようなときに利用してよいかわからないから	9	13.6%
7	その他	3	4.5%
	無回答	4	6.1%

問52 あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	できる	193	42.3%
2	できない	171	37.5%
3	わからない	71	15.6%
	無回答	21	4.6%

問53 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。  
(○は1つだけ)

		回答数	構成比
1	いる	138	30.3%
2	いない	142	31.1%
3	わからない	144	31.6%
	無回答	32	7.0%

問54 今後、災害が起きたら、どのようなことに不安を感じますか。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	一人では避難できない	177	38.8%
2	避難する場所がわからない	80	17.5%
3	投薬や治療が受けられない	156	34.2%
4	補装具の使用が困難になる	32	7.0%
5	補装具や日常生活用具の入手ができなくなる	34	7.5%
6	停電時、人工呼吸器や酸素濃縮器などの電源が確保できなくなる	19	4.2%
7	救助を求めることができない	63	13.8%
8	安全なところまで、迅速に避難することができない	145	31.8%
9	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	71	15.6%
10	周囲とのコミュニケーションがとれない	70	15.4%
11	避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安	185	40.6%
12	避難所で必要な支援を受けられるか不安	139	30.5%
13	自分の障がい特性を周りの人が理解してくれるか不安	119	26.1%
14	その他	14	3.1%
15	特になし	62	13.6%
	無回答	36	7.9%

問55 障がいのある子どもの療育や教育について、困っていることをお答えください。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	療育や教育に関する情報が不十分、または得られない	2	15.4%
2	療育を受けられるサービスが不十分、または受けられない	3	23.1%
3	保育や教育課程で、障がい特性に合った支援が不十分、または受けられない	2	15.4%
4	自宅で療育や教育が受けられない	1	7.7%
5	障がい特性に応じた専門的な医療機関や相談機関への相談が困難、またはできない	1	7.7%
6	家族が療育できる知識や技術を学ぶ機会がない	4	30.8%
7	進級、進学や支援者が変わるなどの理由で支援が継続されない、または連携が不十分	3	23.1%
8	その他	1	7.7%
9	特に困っていることはない	3	23.1%
	無回答	3	23.1%

問56 障がいのある子どもと生活するうえで、困っていることをお答えください。  
(あてはまるものすべてに○)

		回答数	構成比
1	子どもを預けられるところが少ない、またはない	3	23.1%
2	子どもを預けられる時間が短い	2	15.4%
3	日常の子育て(通学や通所、兄弟姉妹の世話、家事など)を支援してくれる人が不十分、またはいない	2	15.4%
4	障がいのある子どもについての情報交換や悩み事などを相談できる人がいない	3	23.1%
5	その他	2	15.4%
6	特に困っていることはない	5	38.5%
	無回答	3	23.1%

問57 あなたにとって松島町は暮らしやすいまちだと思いますか。(○は1つだけ)

		回答数	構成比	前回	増減
1	とても暮らしやすいまちだと思う	56	12.3%	8.6%	3.7
2	どちらかという暮らしやすいまちだと思う	191	41.9%	42.5%	-0.6
3	どちらかという暮らしにくいまちだと思う	83	18.2%	14.4%	3.8
4	暮らしにくいまちだと思う	37	8.1%	7.7%	0.4
5	わからない	64	14.0%	15.2%	-1.2
	無回答	25	5.5%	11.6%	-6.1

## 2. 松島町障害福祉自立支援推進委員会設置要綱

(松島町告示第211号)

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条に規定する障害者計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定に民意を反映させ、当該計画を適正に実施することを目的とし、松島町障害福祉自立支援推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する事項
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

2 委員会は、検討の結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害福祉サービス利用者の代表
- (2) 障害者自立支援に関し学識又は経験を有する者
- (3) 障害福祉サービスに関する事業に従事する者
- (4) 障害福祉ボランティア等

3 委員の任期は、3年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

(意見等の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、町の職員等に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、町民福祉課福祉班において処理する。

附則（平成18年松島町告示第211号）

この要綱は、平成18年12月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

### 3. 松島町障害福祉自立支援推進委員会委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
サービス事業従事者	片倉 誠之助	社会福祉法人 松の実福社会 松の実施設長	
サービス事業従事者	佐野 篤	認定NPO法人さわおとの森 地域拠点センター センター長	
サービス事業従事者	赤間 亜由美	社会福祉法人 松島町社会福祉協議会 障がい者相談支援事業所相談支援専門員	
サービス事業従事者	今野 裕子	一般社団法人 松島のかぜ 施設管理責任者 生活支援員	
サービス利用者代表	佐藤 勝彦	松島町障がい者福祉協会幹事 身体障害者相談員 【身体障害者】	
サービス利用者代表	引地 晃子	サービス利用者の保護者 【知的障害児】	
サービス利用者代表	若張 まさ子	サービス利用者の保護者 【精神（高次機能）障害者】	
サービス利用者代表	高橋 まゆみ	サービス利用者の保護者 【知的障害者】	～令和5年 3月31日
サービス利用者代表	櫻井 和実	サービス利用者の保護者 【知的障害者】	令和5年 8月31日～
学識経験者	平出 絵理	社会福祉士	
学識経験者	幕田 豊	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部 母子・障害第二班 班長	～令和5年 3月31日
学識経験者	片平 美絵	宮城県仙台保健福祉事務所 地域保健福祉部 母子・障害第二班 班長	令和5年 8月31日～

(順不同、敬称略)



## 4. 用語集

### ◆ あ 行

#### ICT

情報通信技術のこと。Information and communication technology の略称であり、2000 年代前半までは IT がほぼ同じ意味で使われていた。国際的には ICT が広く使われており、日本でも ICT が併用されるようになってきている。総務省の「IT 政策大綱」は平成 16（2004）年から「ICT 政策大綱」に名称変更された。

#### アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいう。

#### アスペルガー症候群

自閉症の 1 つのタイプ。広汎性発達障がいの中で知的障がいを伴わない。①社会性障がい、②コミュニケーションの障がい、③想像力の障がいとそれに基づく行動の障がいをもつが、言語発達の遅れは少ないため、障がいがあることが分かりにくい、成長とともに不器用さがはっきりすることが特徴。

#### 医療的ケア

たんの吸引や経管栄養など、日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為のこと。

#### インクルーシブ教育システム

一人ひとりの多様性を尊重し、精神的・身体的能力を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とすることを目的として、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

#### インクルージョン

本来「包含、包み込む」ことを意味し、障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、地域住民を包み込んだ共生社会を目指すものをいう。

## ◆ か 行

### ガイドヘルパー

視覚障がいや全身性障がい、知的障がい等により単独で外出が困難な障がい者が、日常生活や社会参加のために必要な外出や移動する際に、付き添って支援する人のこと。

### 学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指す。

### ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のこと。特別な研修や資格は必要なく、誰でもゲートキーパーになることができる。

### 高次脳機能障がい

交通事故などによる外傷性脳損傷や脳血管障がいなどにより、失語、記憶障がい、判断・遂行障がい、認知障がいなどの後遺症が生じ、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する障がいとされている。器質性精神障がいとして、精神障がいに分類されている。

### 行動援護

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護を行うもの。

### 広汎性発達障がい

相互的な対人関係技能、意思伝達能力の質的障がい、常同的で限定された行動、興味、関心の様式など、その者発達水準や精神年齢に比して明らかに偏っている行動特徴をもつ。アスペルガー症候群などが含まれる。

## 合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除き、教育や就業、社会活動等において平等に参加できるよう、状況に応じて行われる配慮で、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。令和3(2021)年に障害者差別解消法が改正され、令和6(2024)年4月1日から事業所による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化された。

## ◆ さ 行

### サービス等利用計画

障害福祉サービスを利用する全ての障がい者を対象に、支給決定を行う際に作成する利用計画。

### 肢体不自由

身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあること。身体障害者福祉法における障がいの分類では最も対象者が多い。

### 自閉症

脳機能障がいが原因でコミュニケーションの困難を示す障がい。遅くとも3歳までに発症するとされる。その特徴として、言語能力が低く、相手の心情を察することが苦手であることや感覚刺激や手順などに強いこだわりや固執を示すことなどがあげられる。

### 就労移行支援

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通して企業などへの雇用又は在宅就労などが見込まれる65歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うもの。

### 就労継続支援（A型）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

## 就労継続支援（B型）

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行うもの。

## 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障がい者の擁護者に対する支援等に関する法律）

虐待によって障がいのある人の権利や尊厳が脅かされることを防ぐ法律。暴力だけでなく、身体的・性的・心理的・社会的虐待のほかにも放棄・放任（ネグレクト）も虐待に含まれる。

## 障害者基本法

障がい者施策の基本を定めた法律。障がい者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者福祉にかかわる施策の基本となる事項を定めているもの。

## 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

障害者基本法の基本理念に沿って、障がいを理由とする差別を解消することを目的とした法律。障がい者に対する不当な差別的取り扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務付けている。

## 障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもの。この度合いに応じて障がい者・児が必要とする障害福祉サービスの支給量の上限が定められている。平成25（2013）年の障害者自立支援法の見直しの中で「障害程度区分」から「障害支援区分」に変更となった。

## 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

平成24（2012）年に、障害者自立支援法を改正して成立。障がい者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれるようになった。

## 障害者優先調達推進法

障害者就労施設等で就労する障がい者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に、平成25（2013）年4月に施行された法律。

## 自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独又は共同で設置している。

## 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などの人で、判断力が十分でない場合に、その人を保護し支援するための制度。成年後見人は、家庭裁判所が最も適任と思われる人を選任する。

## ◆ た 行

### 地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場のこと。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置付けられている。

### 注意欠陥多動性障がい（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力であるなど、衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### 同行援護

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスで、視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、移動時や外出先での必要な視覚情報の提供支援や移動援護、排泄・食事等の介護などを行うもの。

## 特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人一人の教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行うもの。

### ◆ な 行

#### 内部障がい

内臓機能の障がい。身体障害者福祉法では心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓の機能障がいとH I Vによる免疫機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度のもをいう。見た目には健康な人と変わりがないため、理解を得にくい。

#### 難病

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。難病の中でも「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」において、医療費助成の対象とする疾患のことを指定難病といい、平成29（2017）年4月1日時点で330の疾病が指定されている。

#### 日常生活自立支援事業（まもり一歩）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

### ◆ は 行

#### 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

## バリアフリー

障壁（バリア）となるものを取り除くことをいう。床の段差の解消や手すりの設置といったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられている。

## 福祉的就労

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な人に対し、働く場を提供するとともに、一般就労への移行に向けて訓練を行うサービスのこと。

## ペアレントメンター

自閉症などの発達障がいのある子どもを育てた経験がある保護者等で、同じように発達障がいの診断を受けた子どもをもつ保護者等に対し、自身の子育ての経験から相談に応じたり、有益な情報を提供したりする支援者のこと。ペアレントは親、メンターは信頼のおける相談相手を意味する。



## 第4期松島町障がい者計画

発行：令和6年3月

発行者：宮城県松島町

編集：町民福祉課福祉班

〒981-0215

宮城県宮城郡松島町高城字帰命院下一19番地の1

TEL 022-354-5706

FAX 022-353-2041



松島町